

平成一〇年
六月三日

判決言渡

○日)

裁判所書記官
有宗啓

平成元年(ワ)第七九八号 損害賠償請求事件(口頭弁論終結の日・平成九年一二月一
判決原本領收
同日
判決言渡
原告
岡山市平野八四五一一三
同
右両名訴訟代理人弁護士
判決

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同

同

原告

岡山市平野八四五一一三

大的藤火信谷鷹井佐石秋

清嘉近河岡

石場浪矢長 取上藤田山

水松藤田田

和真秀悦富和 健知正義
士

善喜幸英典
佐

昭介一治雄子司三健也信

朗夫夫正子

右河田英正訴訟復代理人弁護士

右原告岡子光春訴訟代理人弁護士
同 同 加 紀 山
山 山 山 中 平 渡 大 山 山
本 納 藤 藤 村 田 辺 神 口 崎

同 同 同 同 同 同 同
勝 博 雄 正 雄 正 勝
周 広 周 広 幸
而 志 博 一 志 博
敏 二 樹 敏

中 平 渡 大 山 山
周 広 周 広 幸
而 志 博 一 志 博
敏 二 樹 敏

三
頁

四
頁

湖 藤 吉 伊
海 森 井 藤
信 克 正 芳
成 美 明 朗

東京都渋谷区松濤一丁目一番二号

被 告

右代表者代表役員

東京都杉並区成田西一丁目二番一二号

被 告

右兩名訴訟代理人弁護士

右被告世界基督教統一神靈協会訴訟代理人弁護士

久 保 木 井
登 修 光
志 己 治
雄 己 治

世界基督教統一神靈協会

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告らは連帶して、原告岡子光春に対し金二〇〇万円、同岡田典子に対し金六五万三千〇〇円及び右各金員に対する平成元年一二月一〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

五 頁

六 頁

3 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 当事者

(一) 被告ら

世界基督教統一神靈協会は、昭和二九年に韓国ソウルで設立された宗教団体であり、その教義創始者は韓国人文鮮明である。同会の教えは、昭和三三年、韓国籍の崔翔翼（チエ・サンイク、日本名西川勝）により、日本にもたらされ、同会の教えを奉ずる信者らは、宗教団体日本統一教会を創

立し、昭和三五年、教理解説書「原理解説」を発刊し、昭和三九年七月、東京都知事から宗教法人法一四条に定める規則を認証する旨の決定を受け、同月一六日に被告世界基督教統一神靈協会（以下「被告法人」という。）として宗教法人の設立登記をした。

被告久保木修己（以下「被告久保木」という。）は、昭和三九年に被告法人の初代会長に就任し、平成三年までその地位にあり、被告法人の業務全般を指揮監督してきた者である。

(二) 原告ら

原告岡子光春（以下「原告岡子」という。）及び同岡田典子（以下「原告岡田」という。）は、いずれも被告法人に在籍していたが、家族等の努力により被告法人の実態を知り、自ら脱会した者である。

2 被告法人の組織と宗教活動

(一) 被告法人の組織

被告法人は、各都道府県に布教所を置き、地区本部、教会又は伝導所等を設置している。

(二) 被告法人の宗教活動

(1) 被告法人の教理

被告法人の目的は、神と人間の究極の理想である人間完成と地上天国を実現するところにあるとされている。被告法人の教理である統一原理は大別すると、以下に述べる創造原理、墮落論、復帰原理の三つから成り、その教理解説書が原理講論である。靈感商法等数々の反社会的経済活動への必然性も右教理の中に存する。

① 創造原理

統一原理の根本は、神が人間と万物をどのように創造したかを明らかにする創造原理である。

人間は、永遠なる神が最も愛し、喜ぶことのできる対象として創造した。そのため、人間には永遠の生命が与えられており、神の愛が人間の生命と幸福の根源となっている。人間は肉身と共に靈人体を備えた靈肉の統一体であり、愛による善き行いによつて靈肉共に完成することができる。被造世界は肉的な五官で感知することのできる世界（現實世界）と靈的な五官によつてしか感知できない世界（靈界）とから成り立つてゐる。人間は肉身の寿命が尽きると肉体の衣を脱ぎ、靈界においては靈人体として永遠に生きるように創造されたものであ

る。神は、神と喜怒哀楽を共にする人間が天国を造つて喜ぶ時に一番喜ばれる。人間を中心とした被造世界の目的は神を喜ばせることにある。人間の完成とは神性をなして神と一体となり、完成に共鳴することにより喜怒哀楽を共にすることをいうが、そうなるためには他の万物と異なり、人間だけには五ペーセントの自己責任がある。

その人の靈人体が天国へ行くか地獄へ行くかは、肉身であるその人の地上生活が神の創造目的を成就するためにプラス（善）であるかマイナス（悪）であるかによる。人間の本当の幸せとは永遠の世界である靈界での永遠の幸福のために地上で善の生活をすることである。

② 墮落論

神は善の主体であり、永遠なる理想の本体であるから、その神の意

思によつて創造された人間が善の理想体としてすでに完成されていたならば、罪悪や苦痛や矛盾があるはずがない。しかし、現実の人間の世界は、あまりにも創造の理想とはかけ離れた状態にある。個人、家庭、氏族、民族、国家、世界に不幸は絶えず、罪悪に苦しむ人類の歴史が連綿と続いてきた。このような人間の本性では善を希求しているにもかかわらず、現実には悪に傾きやすい矛盾した状態は、結局、人間が神の子としての本然の位置と状態を失つて墮落したため生じたものである。人間が、創造本然の目的を離れて、右のような罪の歴史を繰り広げてきたのは、人間の始祖であるアダムとエバがその未完成期に善惡の実を食べてはならないとの神の御言を守らず、サタンとなつた天使長ルーシェルとエバが不倫な肉体関係を持ち、その結果エバは

ルーシェルの要素をそのまま受け継いだからである。そして、エバがアダムを誘惑してアダムと夫婦の関係を結んだため、エバがルーシエルから受けたすべての要素をアダムがそのまま受け継ぐことになり、この要素はその子孫に連綿と遺伝されるようになつた。すなわち、罪の根は、人間始祖が蛇に表示された天使と不倫なる関係を結んだところにある。したがつて、人類は神の善の血統を繁殖することができず、サタンの血統を繁殖するようになつた。したがつて、この世界はサタンの支配する世界（地上地獄）となつてしまつたのである。そして罪には前記した原罪のほか、子孫が血統的因縁によつて引き継いだ祖先の罪との連帶罪と自分が犯した自犯罪とがある。原罪を清算しない限り他の罪を根本的に清算することができない。

③ 復帰原理

墮落して罪悪に陥った人類は、神の恩恵による救いの道を行かなければ、そこから脱することはできず、統一原理ではこの救いの意味を復帰摂理として理解する。そして、人類に対する神の復帰摂理がどのような原則に基づいてなされているかを明らかにする救い全般の原理が復帰原理である。

イエスは、メシアとして地上に降臨された。その目的は地上天国を創ることであった。ところが、エダヤ人がイエスを信じないで彼を十字架に付けたので、彼の肉身はサタンの侵入を受けた。したがって、彼と一体となつた信徒の肉身は同じようにサタンの侵入を受けるようになつた。したがつて、いくら篤信者であつても、イエスの十字架の

贖罪では肉的救いを完成するができなくなり、アダム以来の血統的原罪は清算することができず、原罪のある子女を産むようになる。それ故、メシアは十字架で清算できなかつた原罪を贖つて肉的救いを完成し、靈肉共に救いの摂理の目的を完遂するために地上に再臨されなければならない。

終末とは、サタン主権の罪悪世界が、神主体の理想社会に転換される時代をいう。メシア再臨の時が終末である。現在は、聖書に予言された終末現象が顯著に現れており、まさに人類歴史の終末を迎えてゐる。今や人間社会は、天の側の主権を立てようとする民主主義世界と、サタンの側の主権を立てようとする共産主義世界との二つの世界に分立しているが、人類歴史の終末に至れば、これらは必ず一点において

交叉し、理念を中心として肉的に衝突し、それが原因となつて軍事力を中心とする外的な戦争が行われ、結局サタン主権は永遠に滅び、天の側の主権のみが永遠なる神の单一主権として復帰する。

メシアは韓国に文鮮明として再臨されていた。神は既にこの地上にこのような人生と宇宙の根本問題を解決するために一人の御方を遣わし給うたのである。その御方こそすなわち文鮮明先生である。人類は文鮮明を中心とした地上天国を創るために、その責任分担である五パーセントの自己責任を果たさなければならない。

(2) 被告法人の経済活動

被告法人の靈感商法等の経済活動は「万物復帰」と言われ、サタン側にある万物（金銭等地上にあるすべての財物）を神（再臨のメシア）であ

る文鮮明）のもとへ取り戻すという教えに基づくものである。被告法人の会員は、天法は地法に優ると教えられ、マインドコントロールされて、地上天国実現のために「復帰した万物」を用いるのであるから、他人を騙して売つてもそれはむしろその人のためには罪滅ぼしになり、その人のためになるのであるから構わないと自らの行為を盲信し、違法な販売活動に狂奔するのである。

また、被告法人では神の祝福による結婚という名の下に会員に結婚式直前まで面識のない文鮮明の組み合わせた相手との集団結婚式を挙げさせている。

(3) 被告法人の会員の生活

被告法人の会員は、献身を決意すると、職場や家庭から離脱し、以後

はホームと呼ばれる建物内で集団生活を営むようになり、朝早くから夜遅くまで珍味売りや靈感商法等の経済活動に従事し、ホームに帰ると、その日の成果を上司に報告し、短い睡眠時間の後、翌朝再び経済活動のためホームを出発するという生活を繰り返し、休日もほとんどない。

このように多くの被告法人の会員は、社会から隔離された集団生活を送り、他の思想や価値に触れる経済的及び精神的余裕を与えるられないまま文鮮明一神教とも言うべき思想に浸り続けている。

(4) アベル・カインの関係（絶対服従、絶対屈伏の関係）

旧約聖書によれば、カインはアダムとエバの間の長子であり、アベルはその弟であるが、被告法人では一般信者がカインであり、その上司がアベルとされる。そして、最終・最高のアベルは文鮮明である。被告法

人の教理解説書である原理講論によれば、神は、墮落した人間を元に戻す救い主を出現させるため何度もチャンスを与えたが、その最高がカインとアベルの時であり、その時カインはアベルに従順に屈伏してその条件を立てるべきであったのに、逆にアベルを殺してしまい、そのチャンスを失わせてしまった。したがって、カインはアベルに絶対服従しなければならないし、もしそれを守らないとカインのように呪われるのであると教えている。

このような立場から、被告法人の内部では、一般信者（カイン）は、上司（アベル）を通さなければ、神のもとに立ち帰ることができないとされ、絶えず神の願いや方向性から外れないようにするために神の代使者である上司（アベル）の指示に従い、絶対服従することこそ勝利の秘

訣であると繰り返し教育している。

日々の実生活においても、一般信者（カイン）は、上司（アベル）に對し、その日の行動やその結果、自分の気持ちや考えなどを逐一報告・連絡・相談し、その上で上司（アベル）のチェックを受けるという行動を繰り返している。この上司に対する頻繁な報告・連絡・相談のことを被告法人内では「報・連・相（ほうれんそう）」と呼び、日常生活の基本としている。そして、その反映として、被告法人では、信者の横の關係、すなわち自分と同じレベルないしは自分より信仰の幼い者に対し上司（アベル）の指示に対する不平不満を語ることは異常に嫌われる。そのような信者間の横のつながりを発生させるような行動は「横的になる」と呼ばれ、「横的に流さない」という言葉で上司（アベル）以外に不平

不満を言つたり行動したりすることは厳しく禁じられている（因みに、アベル・カインの關係は「縦的」と呼ばれる。）。

「報・連・相」の世界では、信者同士の精神的なつながりは上下の關係のみであり、一般信者（カイン）の気持ちのはけ口や精神的情緒的な安定は唯一上司（アベル）との接触のみによって得られることとなり、上司の指示（それは即ち最高のアベル文鮮明の指示と同一視される。）に何ら疑問を挟むことなく絶対服従するという精神構造が作り出されるのである。

このような精神構造のまま長く生活していると、自分の頭で考え方行動する能力が著しく低下してしまい、被告法人の内部にいる時は楽でも、被告法人を抜け一般社会で生活を始めた場合、そうした能力低下が一種



の後遺症としていつまでも残ってしまい、そのことに悩む人も多いのである。



(5) 「人事」による経済活動

被告法人の活動の中心は経済活動であるが、そのための人材配置は被告法人の当該地域やグループの責任者（上司）の一方的指示で決まる。これを被告法人の内部では「人事」と呼ぶが、前述した上司の指示に対し絶対服従を強いるアベル・カインの関係を利用したものである。一般信者の中には、人事により数か月毎に全国を転々と移動する者も珍しくない。

また、自分の所属すべき地域や従事する経済活動の内容が人事によって定まることは勿論、例えば靈感商法を行う際の役割分担もすべて上司

の指示によっている。

靈感商法では、販売担当者と靈能者（トーカー）が交互に対象者に対し印鑑や大理石の壺を買わせようとするが、誰が販売担当者となるか、誰が靈能者役を演ずるかはすべて上司であるタワー長が事前に決めるのである（したがって、同一人物が、ある時は販売担当者となり、別の機会には靈能者役を演ずる場合もある。）。

そして、予め作成しておいた対象者の経済力や性格等を個別に記載した動員カードや家系図をもとに、三者間で販売戦略を立て、それに見合うトーカー内容を準備し、当日は、販売担当者や靈能者役を演ずる者が対象者の反応を逐一タワー長に報告し、その指示を仰ぎ、二人三脚でセルストーカーを駆使して長時間にわたりほぼ迷信に近い脅し文句を繰り返

し、対象者の不安、困惑や恐怖を煽りたて、しまいには大理石の壺等の靈感商品を高額で買わせるのである。

(三) マインドコントロールの実態

(1) 被告法人の正体を隠した接近

入教者（献身者）獲得のための伝道活動は、被告法人の組織拡大と経済活動要員獲得のためには必要不可欠である。しかし、被告法人が行っている違法な伝導活動や経済活動については、社会やマスコミの批判が厳しいため、被告法人の伝導活動は違法な経済活動を行つている団体であることについてはもちろん被告法人の教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）さえも徹底的に隠して行われる。

「路傍伝道」と称する街でのアンケートをきっかけに接近する方法、

「F・F伝道」と称する家族関係や友人関係を利用して接近する方法、被告法人の主要な経済活動である靈感商法で大理石の壺等を買わせるのをきっかけに接近する方法、一人住まいのアパートや寮へ訪問する「訪問伝道」、学校の卒業名簿を使い電話をする「イナズマ伝道」等の方法によつて対象者との接触が始まる。

路傍伝道では、街頭で聖書研究会や青年サークル等と称して、若い人を対象にアンケートをとりながら心情交流を図る。相手が家庭や社会の矛盾に疑問を感じていたり、人生の目的について悩んでいたりするのを知ると、「一度話を聞きたく来ませんか。」、「キリストや聖書のことが良くわかるビデオを見てみませんか。」、「人生の目的が分かりますよ。」などと言つて被告法人の教会やビデオセンターに誘う（最近はビデオセ

ンターに誘うことが多くなっている。）。

F・F伝道では、通常まず友人、家族、親戚等の名前を思い付く限りすべて紙に書き出した上で、一人一人の状況についてアベル（上司）に報告して対象者を絞り、手紙や電話で対象者との親交を温めておき、対象者の状況を詳しくF・Fカードに記入し、それをもとに、さらに手紙や電話で心情交流を図り、被告法人の教会やビデオセンターに誘う。

靈感商法をきつかけとする方法は、例えば次のようなものである。被告法人の会員である販売員が、その身元を隠して家庭を訪問し、印相や手相を見てあげる、あるいは姓名判断をしてあげると称して話のきっかけを作った上で、身内の不幸を聞き出し、それは先祖に悪い因縁（色情因縁、殺傷因縁等）があるからだなどと言って相手を不安に陥れ、今度

靈界に詳しい靈能者（実は靈能者を装つた被告法人の会員）が来るからと言つて、会つてみることを勧める。その靈能者役は、販売員からの情報報をもとに、先祖の悪い因縁や靈界等につき執拗に話して一層相手を不安や困惑に陥れ、悪い因縁のために靈界で苦しんでいる先祖を救うため、時価の何十倍何百倍もする大理石の壺や多宝塔などを授かりなさいと迫つて買わせる。その上で、大理石の壺等を授かってこれで救われると喜んでいる人で二十代位の若い人には、「それにはもつと大きな意味があるのだけれど、それを知りたくありませんか。」、「真理の業を積みなさい。」などとつてビデオセンターに行くことを勧める。最近では、販売商品が絵画や貴金属に変わってきている。

相手を献身（入教）させるためには、とにかくまずビデオセンターで

原理講論のエッセンスを説明したビデオを見せることや、被告法人の教会での講義を聞かせることが有効である。きっかけの如何を問わず、もつと詳しい話を聞いてみよう、ビデオセンターに行ってみようという気持ちになる者は、十代後半から二十代半ばまでの青年、とりわけ純粹に家族や社会の矛盾について真面目に悩んでいる青年がほとんどである。献身（入教）を勧める者は、微笑みを絶やさず話をし、問題意識を持つて悩んでいる青年の話を親身に聞く素振りであるため、当該青年は、相手がいかにも親切で信頼できる者であるかのように思い、その勧めに従う気持ちになり、何時しか、心を許し誰にも打ち明けることのできない悩みまで打ち明けてしまい、後にその弱みをつかれて被告法人の教えに引きずり込まれていくのである。

(2) ビデオセンター

被告法人のビデオセンターでは、被告法人の違法な経済活動はもちろん、通常は被告法人の教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）さえも隠したまま、来訪者にビデオを見せる。ビデオセンターは、大抵近代的ビルの中にあり、LIC（人生情報センター）、NPC（ニュープリンシップルセンター）、NLC（ニューライフセンター）、文化センターなどと呼ばれており、文化講座教室を装い、来訪者に宗教団体を全く感じさせないようにしてある。

そして、被告法人の会員である担当者が、連れて来られた人に対して、終始優しく笑顔で接し、喫茶店のように軽音楽を流し、コーヒーや菓子を出し、何を話しても来訪者を誉める。とにかく、来訪者に対しても

居心地の良い場所として印象づけるのである。ビデオを見せた後は、来訪者にその感想文を書かせたり、和やかに話合いをする。大抵の青年はまずもつてその温かい雰囲気に惹かれる。

ビデオの内容は、最初は宗教とは関係のない誰もが興味を持つような内容のものから入り、やがて講師が原理講論の講義を進めていく形をとっている。原理講論のビデオは、総序、創造原理Ⅰ・Ⅱ、墮落論、メシア論、復活論、終末論、アダム・ノア家庭における復帰摂理、アブラハム家庭における復帰摂理、モーセ路程、イエス路程、摂理的同时性、再臨論の一三巻から成っている。しかし、これらのビデオが被告法人の教理解説書である原理講論に関するものであることは明かされない。

ビデオに登場する講師は、自信を持った様子ですべてを断定的に言い

切る。ビデオは、言うまでもなく視覚と聴覚の双方に訴えるものであり、しかも選挙の際の投票所のように一人ずつ仕切られた場所で集中的にこれを見せられるので非常に効果的である。ビデオ視聴の目的を隠し、しかも一度に全部を見せずにはしづつ見せ、興味をつないで何日もビデオセンターに通つてくる気にさせる。来訪者の発するビデオの内容に関する疑問について、「次回のビデオを見れば分かります。次のは素晴らしいですよ。」などとつて、次回も通つて来させるようにする。帰りがけには必ず玄関まで送り、あるいは別に手紙を出したりして来訪者に親密感を生じさせる。

(3) 修練会

修練会は、短期間で急激に過去の価値観を捨て、文鮮明が再臨のメシ

ア（救世主）であり、この地上に天国を実現するためには、万物を神（文鮮明）のもとに復帰することが大切であり、そのためには、人を騙し、違法な経済活動をしてもかまわないと信ずる若者を作りだす。

何回もビデオセンターや教会に通つた人には、その人に応じて、「合宿に行けばもつと良く分かりますよ。」などと言つて、あるいは執拗に「決断するのは今しかない。」などと迫つて、合宿研修会である修練会に参加させる。修練会は原理講論等の研修会であり、ツーデイズとかスリーデイズと呼ばれている一泊二日あるいは二泊三日のコース、一ないし三週間コース、さらに一ヶ月、二ヶ月のコースまで、色々なコースが用意されており、最初はツーデイズ、次にスリーデイズ、そして新生トレーニング・実践トレーニング・青年実践部等を経て献身に至るという

一連の基本的パターンはあるが、対象者の状況に応じて、最初にスリーデイズに参加させたり、新生トレーニングに繰り返し参加させたりといふように多少これに変化をつけている。

ビデオセンターもそうであるが、各種修練会に共通しているのは、隔離（なるべく一人で通つて来させ、家族や友人等から引き離しておく。）、反復（同じ講義を反復継続して教え込む。初、中、上級とも内容は基本的に同じであり、量が違うだけである。）、精神や睡眠の管理（睡眠時間は極端に短く、感想文や自己分析の日記を書かせ、相手の心理状態を把握する。）といった点である。

① ツーデイズ

最初はツーデイズ（一日間修練会）に参加させる。これは各地の研

修センターに各二〇名前後の青年を集めて毎月、土、日あるいは祭日に行われる。中国地方では広島市可部にセンターがある。早朝起床、洗顔、歯磨き、ランニングと班単位に行動する。その後ほとんどぶつりで深夜まで講義が行われる。トイレに立つことまで管理される。

受講生仲間で話すこと（「横的に流れる」と言われる。）もサタン

（悪魔）が働くとして固く禁止されている。受講生は一人一人個別に班長と「縦的」に結ばれていて、班長は受講生である班員の心理状態を把握する。講義の内容である原理講論は、自分で読んでみても意味不明の言葉が羅列してあるだけで何がなんだか訳が分からず、さっぱり頭の中にも入ってこないし、何の感動も起きない。それが講義という形で講師から冗談を交えながら覇気迫る激烈な調子で説明されると、

無批判に頭の中に入り込んで何となく分かつてくるのである。特に講義の切れ目には「ソーレ、ソーレ」と合いの手の入った勇ましい聖歌と熱烈な祈りがあり、受講生は何時まにか異様に昂揚した雰囲気に飲まれていく。

このツーデイズの段階でも、受講生は、通常まだ被告法人の教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）も教祖の文鮮明の名前も知らされてはいないし、被告法人の違法な経済活動等については勿論知る由もない。ただ、「今は世界を救う再臨主の来る摂理の時代である。」と教えられ、何となくそれを信じ、期待を持ち始めるようになる。

ツーデイズが終わると、迎えの車が来て地区（教会）毎に歓迎会に招かれる。そこには御馳走が並び、「ご苦労様。おめでとう。」、

「素晴らしいでしよう。」と人々に祝福され、握手を求められ、美しい絵とお祝いの言葉が書かれた記念色紙が贈られる。最初は戸惑うが、次第に自分がいかにも素晴らしい体験をしてきたかのような気分になつてくる。

キリスト教の映画を見せることがある。ビデオセンターでの講義やスリーデイズが近づく頃、文鮮明のビデオを見せられ、これが再臨主文鮮明であり、被告法人を名乗る宗教団体であることが始めて明かされる。受講生は、これまで講義等により再臨主の話を聞かされており、一体再臨主とは誰なのか早く知りたいという心理状態になつてているから、ビデオに登場する文鮮明が再臨主であると教えられると、「ああそうなのか。」と短絡的に文鮮明をメシアとして受け入れてしまう。

② スリーデイズ

スリーデイズは、早朝から深夜まで私語厳禁、熱烈な祈祷等の点ではツーデイズと同じであるが、受講生は既に再臨主メシアを知らされているので緊迫感がある。講義が四日間も続くので、極度の興奮で肉体は疲れ果てる。講師は檀の上を駆け巡り飛び跳ね全身で講義をする。受講生は睡魔に襲われるが、「重要なところに限つてサタンは聞かせまいと眠気を起させるのだから、眠いと感じたところこそ一番肝心なところです。」と励まされ、また、文鮮明の写真に手を置いて祈ると眠くならないと教えられたりする。班長は、深夜講義終了後、班員の受講生一人一人と個別に面接し、その心理状態を把握し、献身（入教）の決意を迫る。ほとんどの受講生が三日目には「献身の宣誓」を

させられ、その後の新生トレーニング、実践トレーニング（経済、伝道のトレーニング）へと引き継がれていく。

③ 新生トレーニング

新生トレーニングは、約一か月間にわたって毎日夕方から夜にかけて行われる修練会である。従来の講義内容に国際情勢、マルクス主義、資本論、勝共理論、統一理論等の講義が加わる。さらに、経済活動、伝道活動の実践も行われる。それまで考えてもみなかつた珍味売りにためらいを見せる青年たちには、「珍味売りこそ自己否定の訓練の場である。」、「自己否定は堕落性を脱する道である。」などと教える。それでも疑問を抱いたり実践の辛さに躊躇く者は再度スリーデイズに戻して、「リメンバー・ダンベリー」を合い言葉に受難のメシア文鮮明

を偲ばせ、すべての苦しみに耐えられるように叩き込まれる。

(四) 被告法人の経済活動（靈感商法等の販売活動）及び献金の実態

(1) 精感商法は関連商法とも呼ばれ、被告法人関係者が全国に多数の販売会社を設け、被告法人関係者、販売会社、販売担当者が一体になつて組織的に行われているものであり、その典型的な手口は次のようなものである。

① 販売担当者は、いざれも被告法人関係者である。

販売担当者は、日頃から「手相や印相を見てあげる。」とか「姓名判断をしてあげる。」などの口実で一般市民宅を訪問したり、街頭でアンケート調査の名目で相手に接近し、販売対象者の年齢、職業、経済状況、性格等を克明にチェックして対象者名簿を作成する。

② 販売担当者は、この対象者名簿をもとにして他の被告法人関係者と綿密な販売計画を練り、「家系図を見てあげる。」などの口実で対象者の先祖や身内の死亡原因や不幸等を詳細に聞き出し、併せてその財産状態を克明に調査する。

販売担当者は、このようにして対象者のウイークポイントを詳細に調査し、さらに対象者に対しても、「あなたの先祖には殺傷因縁があり、これがあなたの身内の不幸を招いている。このままでは大変なことになり、救われない。」などと虚偽の害悪を告知し、対象者を不安や恐怖に駆り立てる。

続いて、販売担当者は、数日後対象者に連絡を取り、「今度、靈界のこと」に詳しい偉い先生が来られる。あなたは今人生の転換期に差し

掛かっているから、是非先生と会ってみてはどうか。」と述べ、対象者を展示会の会場（靈場）に誘い出す。

③ 販売担当者は、対象者名簿をもとに対象者の住所、氏名、信頼度、経済力、人柄、関心事、信仰心、動員トーク、トークポイント等を詳細に記入した動員カードを作成し、展示会を運営するタワー長に渡しておく。

展示会は、ほぼ毎月一回開催され、開催前日、タワー長、販売担当者、トーカー（靈能者役）団が一緒になつて結団式を開く。

タワー長やトーカー団はいずれも被告法人の熱心な会員である。販売担当者は個々に販売目標を宣誓し、さらに動員カードや家系図をもとに個々の対象者に対する販売戦略が検討される。これらの準備を経



て販売担当者は対象者を靈場に連れて来る。

対象者はまず靈場の控室で、靈界の話や不幸を背負った人たちが大理石の壺や多宝塔の靈力で幸せになつたという内容のビデオを見せられる。しばらくして先生と呼ばれる自称靈能者が現れ、対象者と面談する。



自称靈能者は、靈界について詳細に述べ、予め作成してある動員力ードの内容を念頭に置きながら対象者から先祖や身内の死因や不幸を聞き出す。さらに家系図を手元に置きながら長時間にわたり、「あなたの先祖には殺傷因縁や色情因縁がついている。」、「あなたの家系は短命だ。」、「このままでは子孫が絶えることになる。」、「あなたの先祖が靈界で苦しんでいる。これを救うのはあなただけだ。あなた

たは先祖の靈を救うために選ばれた人であり、出家して先祖の靈を救う使命を持つて生まれた人だ。」などと述べ、対象者を一層不安と恐怖に陥れる。

さらに自称靈能者は、「あなたが出家できないのなら、先祖を救うために財産をすべて投げ出し、大理石の壺や多宝塔を授からなければならない。」などと述べ、対象者の不安と恐怖につけこみ、執拗に大理石の壺や多宝塔の購入を勧誘する。

④ 自称靈能者や販売担当者は、展示会場（靈場）で、タワー長の指示を受けながら、対象者のウイークポイントを指摘し、セールストークを駆使し、ほぼ迷信に近い脅し文句で対象者に長時間にわたり執拗に迫り、対象者の不安、困惑、恐怖心を煽りたて、そのような対象者

の心理的動搖につけこみ、脅迫的ないし催眠的な話術により、大理石の壺や多宝塔等を「授ける」という口実で、押しつけ販売を行い、最終的には、対象者に販売契約書に調印させ、あたかも適正な売買が行われたかのように糊塗する。この段階で対象者は始めてこの売買に販売会社が関与していることを知る。

(2) このような靈感商法は、昭和五〇年代初め頃から行われてきたが、昭和六一年暮以降、靈感商法に対する世論の非難が厳しくなるや、被告法人はそれまでのやり方から、対象者に直接被告法人へ献金させる方法を取りやめになった。それは、対象者をビデオセンターに通わせてマインドコントロールし、直接被告法人に対し献金を迫るやり方であり、靈感商法の究極的なやり方といつてよい。

この献金の方法による被害者は、ビデオセンター等で原理講論の研修を受けた後、メシアが文鮮明であるとの証を受け、さらに被害者自身のウイークポイントを指摘される。担当者は、「献金しなければ子供が授からない。」、「献金しなければ先祖の靈が救われない。」などと書いて、被害者の心理的動搖につけこみ、献金を強要するものであり、そのやり方は靈感商法の場合と同様である。

また、現金は有しないが土地を所有している被害者に対しては、その土地を処分させ、その代金（多くは数千万円にのぼる。）を献金させる事例も多く、これは特にFD又はサニーと呼ばれている。

(3) 以上から明らかなように、靈感商法は、被告法人関係者が組織的、計画的に大理石の壺や多宝塔等を販売するために、一般市民に対して先祖

に悪い因縁がついているなどと虚偽の事実を告知して脅迫し、かつ欺罔するものであつて、通常の商品販売方法をはるかに逸脱した違法な脅迫的押しつけ販売方法である。しかも、商品を購入することにより運が開けるとか、先祖の靈を救えるといったセールストークの内容は、科学的根拠や裏付けのない無責任極まりないものであり、いやしくも商品販売に際して口にすべきものではなく、社会的に全く許容されないものである。

また、勧誘の当初において、商品販売目的や販売者の身分を秘して、「手相や印相を見る。」などと偽つている点は訪問販売等に関する法律三条に違反する。

この靈感商法で販売される大理石の壺、多宝塔、高麗人參濃縮液等は

原価の数十倍から数百倍もの高額で販売されている。つまり商品価値そのものよりも「不幸から救われる。」といったセールストークでそのままの高額で押しつけ販売されるものであつて、その暴利性は明らかである。もともと大理石の壺や多宝塔は、いざれも日常生活上必須の商品ではなく不要不急の商品であつて、被害者らの資産状態と対比してもその暴利性は明白である。

(4) 定着経済の実態

靈感商法や献金が社会的に問題となるのと相前後して、被告法人は、大理石の壺、多宝塔、念珠等の宗教的色彩の強い商品の販売に代えて着物、貴金属、絵画、毛皮等の一般商品の販売に乗り出した。これらが定着経済と呼ばれるものであり、特に、被告法人は、「昭和六〇年からは

定着経済の時代である。」と位置付けている。

しかし、その販売方法は基本的に前述した大理石の壺や念珠等の販売方法と少しも異ならない。すなわち、これらの商品の販売を行う販売員はすべて被告法人の関係者である。そして、靈感商法の手口によつて印鑑や大理石の壺等を購入させ、ビデオセンターに通わせて、半ばマインドコントロールされている被害者を、「今度〇〇の展示会がある。」と言つて誘い出し、展示会場では複数の販売員が被害者を取り囲み、長時間にわたつて「この〇〇を買えばメシア（文鮮明）を受け入れることができる。」、「この〇〇を買えばあなたも家族も救われる。」などと説得して商品を購入させるのである。そして、絵画、貴金属、着物等の高額商品についてはその場でクレジット契約を締結させ、後に被害者が解

約を申し出ても、既にクレジット契約が成立しているなどとして解約に応じないのが通常である。

これまで被告法人が行つてゐる定着経済は多種多様であり、前記した着物等の他にも羽毛布団、家庭用常備薬、脱臭剤、自動車、墓石、化粧品、清涼飲料水、サウナ風呂等にまで及んでゐる。

(5) その他の経済活動

被告法人は、以上のような靈感商法、献金、定着経済の他にも様々な経済活動をしている。

古くから現在に至るまで引き続くなされているものとしては、インチキ募金がある。「恵まれない子らに愛の手を。」、「難民のために。」などと言つて、街頭や各戸を回つて募金を集めるものであり、勿論これ

らの募金は最終的にはすべて被告法人に集められる。また、数人の被告法人の会員をマイクロバスに乗せ、全国各地で珍味、花、ハンカチ等を販売させる（マイクロ部隊と言われている。）方法も一貫して行われて いる経済活動の一つである。

一方、近時は、被告法人の会員あるいはビデオセンターに通っている者らから名義を借用して金融機関から借入をする方法で資金調達を図る HGと言われる方法がとられている。すなわち、被告法人の指示で会員（信者）が銀行やクレジット会社から借入をし、借入金は全部被告法人に入る。返済は毎月被告法人が本人に金を渡し、本人名義で借入先に支払うようにしている。しかし、利息分は本人の自己負担となったり、献金を勧められて名義貸しをした本人が被告法人のために全額かぶつてしま

まうことも多い。HGの勧誘は、献金の勧誘から始め、献金の資力がない場合にはさらにHGを勧めるのである。つまり、もともと献金の資金がなかつたり、靈感商法で金員を使い果たした勤労青年から金員を巻き上げる最後の手段としてHGが導入されているのであり、その終極的な狙いは名義を貸した本人に被告法人の借金を献金の名目で肩代りさせ、支払義務を本人に押しつけるのである。そのため、献金しそうにもない人に対しても、「とりあえずHGをしてほしい。」と頼み、最後には献金を迫るのである。

(五) まとめ

以上のように、被告法人は、宗教団体とは名ばかりで、むしろ設立当初から様々な経済活動をし、利益を上げることを目的としている団体である。

そして、被告法人の会員が以上のような方法で上げた利益は会員自身には全く帰属せず、すべてを被告法人が吸い上げる。このように被告法人の会員は、その売上高とは無関係に一ヶ月に約一万円程度の金員が与えられるに過ぎず、ほとんど無償で経済活動に従事させられているのである。そればかりでなく、被告法人は、後述するように、会員自身にも商品を購入させ、あるいは献金を強要するなどして金員を吸い上げている。

そして、被告法人は、これら販売活動は会員個人又は会員が代表取締役となつて個々の営利法人の経済活動であるとして、被告法人自身の利益としては計上せず脱税を図つてゐる。税法という地上の法よりも被告法人の目的のための天の法が優先されるべきであるとして、販売員個人個人は、すべて被告法人の指示するままに住居を変え、また販売会社も短期間

の内に解散と別法人の設立を繰り返し、課税を妨げてゐる。

3 被告らによる原告団子の勧誘（侵害行為）

(一) 勧誘前の原告団子の宗教観

原告団子は、昭和四〇年二月に香川県の農村地帯に生まれ、高校卒業後公務員に就職した。原告団子は、高校時代の三年間はテニス部に在籍し、キヤブテンも務めるなど誠実な人柄で他人の信用を集め人望もあつた。実家の宗教は仏教であつたが、両親が宗教に無頓着だつたこともあり、原告団子自身特に宗教に興味を持つたことはなく、むしろ宗教に嫌悪感を抱いていた。

(二) 欺罔によるビデオセンターへの勧誘

被告法人の会員である木下慶一（以下「木下」という。）と小野直美

(以下「小野」という。)は、昭和六二年九月一五日(休日)午前一〇時頃、原告団子の勤務先である中四国農政局の岡南独身寮に同原告を訪れた。小野と木下は、被告法人の会員とは一言も名乗らず、文化サークルと称してアンケートへの協力を依頼し、続いて「自分達が行つている文化サークルへ来てみませんか。」と、単なる若者の眞面目な集まりであるかのように装つて勧誘した。小野と木下の説明では、「カルチャーセンタークリエイト」(以下「クリエイト」という。)は岡山市田町にある若い人が集まつて話をしたり、イベントをして楽しく過ごす所ということであり、宗教関係の施設であるとの説明は一言もなかつた。

原告団子は、単純に職場以外の友人が出来るのも面白いかと考え、軽い気持ちでこの誘いに応じ、同日午後二時頃、小野と木下と待ち合わせてクリエイトに行つた。

原告団子が行くと、「あなたの今までの人生がどれだけ充実しているかを調べるものですからちょっとやってみませんか。」と言われてアンケートをとられた。原告団子は、アンケート項目の財運のところでは貯金が「一〇〇～二〇〇」万円の箇所に丸印を付けた。

原告団子がアンケート用紙に記入し終わると、小野と木下は、アンケート用紙を待つて席を外し奥の部屋に消えた。小野と木下は、五分ないし一〇分して戻ってきて、今度はパンフレットを用いてクリエイトについて説明した。原告団子が小野と木下の説明を聞いて理解したところでは、クリエイトとは、「これから自分の人生を社会のために役立つようにするにはどうすれば良いか、そのためにはどういったことを知つておけば良いか

を学ぶところ」ということであった。しかし、小野と木下からはこの段階でもクリエイトが被告法人の宗教施設であるとも、これと関わりがあるとも説明はなかった。

原告団子は、小野と木下の説明を聞いて、試しにクリエイトに通うことになった、色々なビデオが見られるらしいことからビデオ鑑賞料位いに考えて一番安いコースを選んでビデオ講座申込書を提出し、三万五〇〇円の入会金を支払った。

原告団子は、クリエイトからの帰り際、小野と木下から手紙を貰つたが、その内容は「私も勉強中なので一緒に頑張りましょう。」というものであった。

原告団子は、同月一七日、クリエイトへビデオを見に行つた。ビデオは

各人毎に隣が見えないように区切られた席でヘッドホンをつけて見るようになつており、ビデオの選択は認められなかつた。原告団子は、指定されたビデオを見たが、その内容は世界情勢、歴史、人間の不幸の原因等に関するもので直接宗教に関するものではなかつた。

原告団子が、同月一八日、同月二〇日と指定されたビデオを見ていくと、ビデオの中に靈界の話が出てくるようになつたが、原告団子は靈界には興味がなかつたことから、好きなビデオが見られると思っていたのに話が違うと思うようになり、クリエイトに行くのが嫌になつてその後行くのをやめた。原告団子は、入会金として納付した費用分だけビデオを見ることによって元を取ることができると考えていたが、クリエイトに行っても自由に選択してビデオを見るることはできず、さらに青年サークルといつてもク

リエイトのスタッフとしか接触することがなく、広く友人関係を築きたいと考えていた原告団子にとつてはあまり興味を持てる内容ではなかつた。

しかし、原告団子がクリエイトに行くのをやめると、小野や木下から二日に一度の頻度で電話や手紙が来るようになつたが、原告団子は行くのが嫌であつたため仕事を口実に断つていた。

(三) 絵画展覧会を装つた資金集め

原告団子は、昭和六二年一二月頃、小野から今度は絵の展覧会に誘われた。原告団子は、クリエイトとは違う所なので、小野と一緒に行くことにしたが、その際、小野から絵の販売の話はなかつた。原告団子は、展覧会場で小野から、小野が絵を買った時に世話になつたという人を紹介され、その人の案内で小野と三人で絵を見て回つた。見終わると、原告団子は、

小野から、気に入った絵があつたかと聞かれ、気に入った絵を告げると、小野からそれを買つたらいいと勧められた。しかし、展示されていたのは二万円、三万円の絵ではなく五〇万円、一〇〇万円、二〇〇万円単位の絵であつたので、原告団子は、小野に高くてとても買えないと言つて断つた。原告団子がそのように言うと、小野は電話で呼ばれて奥に一旦引っ込み、しばらくして出てくるや、またもや繰り返し原告団子に対して熱心に絵の購入を勧めた。

その日、原告団子は、小野から午後七時頃から午後一〇時頃まで絵の購入を勧められたが、幸い閉店となり買わずに済んだ。

原告団子が見たところでは、絵の販売はクリエイトで良く見かけた人達がしており、原告団子はクリエイトも運営資金稼ぎにこのようなことをし

てはいるのかと、以前騙されたことのある英語教材の訪問販売と同じかと思つて失望した。そのため、原告団子は、絵を見に行つた後でも小野や木下から誘いの電話があつたが、絵の展覧会に行くこともビデオ講座に行くことも一切止めた。

しかし、その後も小野からは誘いの電話がかかつていていた。

(四) 偽占いと靈界への恐怖

原告団子は、昭和六三年四月一〇日、小野からY.O.Uという団体が主宰する占い師の講演会に誘われた。占い師は、講演をしながら全国を巡り歩いている鈴木光（以下「鈴木」という。）という人であると説明された

（原告団子は、後にこの鈴木が被告法人の岡山県青年部団長であることを知つた。）。

原告団子が小野に連れられて占い会場に行くと、鈴木が会場から三人を選んで姓名判断をすることになり、原告団子もその一人に選ばれた。鈴木は、原告団子に対し、「あなたは今転換期に来ている。人生について真剣に考えないといけない。」と占いの結果を告げた。

講演が終わつて原告団子が寮に帰ると小野から電話があり、「あの方（鈴木）は結構占いの当たる先生です。」、「現在遠のいているクリエイトへ来てみませんか。」と誘つた。原告団子は、鈴木から現在の生活をしていると大変なことになると暗示されていたので、これがきっかけとなつて再びクリエイトに毎日のように通うことになり、予め一定目的のために作られたプログラムどおりにビデオ鑑賞をした。このビデオ鑑賞プログラムには原理講論の内容が組み込まれており、順次これを見ていけば自然と



罪の意識に苛まれるようになり、その罪の意識から逃れるためには文鮮明に帰依して靈感商法に邁進するしかないという精神状態に陥つていくことになる。原告団子も、靈界の恐怖に脅えるようになり、被告法人の意のままに心を操作される状況になつていった。

原告団子の家庭環境、財産状況、親族状況、関心事、心理状況（不安感・恐怖感等）は、アンケート調査、家系図調査、担当スタッフによる綿密な観察によつて被告法人側に正確に把握されていた。原告団子は、鈴木光に続いて、同年四月一七日、小野によつて吉田加代子（以下「吉田」という。）という占い師とクリエイトで会わされた。吉田は、原告団子に対し、「あなたの母方の家系は女性ばかりですね、こういう家系は途絶えてしまうんです。」、「あなたがしつかりしないといけません。」、「あなたの

祖先があなたの家族に靈界から何かを訴えているのでしょうか。」などと言つて、原告団子をこのままの状態が続けば家族が不幸になるのではないかとの恐怖感に陥れた。

原告団子は、吉田の占いの結果を聞いて、これから先不幸にならないためにはクリエイトに通わなければいけないと感じるようになつた。

原告団子がクリエイトに熱心に通うようになつた頃、今度はクリエイトの大先輩ということで窪田圭壮（以下「窪田」という。）なる人物を紹介された。原告団子は、何となく会つた瞬間に窪田を兄貴というか警戒感を持たなくて済む信用できる人と感じた。

その後、原告団子は、窪田から、「全国でも五本の指に入る偉い先生に占つてもらえる。」といわれて、花田雅弘（以下「花田」という。）なる

占い師を紹介され、同年五月二二日、クリエイトで花田の占いを受けることになった。この占いも決して、原告団子の生きるべき道筋を占い、原告団子が人として意義ある人生を送ることが出来るようアドバイスすることに目的があつたのではなく、原告団子を靈界の恐怖に完全に陥れ、被告法人に全資産を献金して、被告法人の会員として靈感商法を遂行していく人格を作り上げることに目的があつた。花田は占い師などではなく、当時被告法人の岡山教会の岡山県本部長をしていた者であり、大理石の壺や多宝塔を先祖の因縁を説いて恐怖に陥れて売る、いわゆる靈感商法の最前線にあつた岡一商会の社員であり、顧客との間にトラブルが発生した場合は弁護士との示談交渉等も担当していた者である。

花田は、原告団子に対し、「君の祖先は武士だった。それも相当偉い位

にいた。」、「殿様だつたら多くの人を殺し、多くの女性も泣かしてきただろう。」、「祖先が犯した女の恨みによつて君を堕落させようとしている。」、「よく、生きていられるな。こらあかん、こらあかん。」などと言つて、原告団子を完全に靈界の恐怖や不安に陥れた。

原告団子は、花田の話を聞いて不安となり、この恐怖感や不安感から免れるためには、もっと真剣にクリエイトに通つて研究しなければならないという気持ちになつた。

(五) 脅しによる献金

原告団子は、同年五月二六日、午後七時頃から二時間位、クリエイトの所長の久野敏夫（以下「久野」という。）から一対一で特別講義を受けた。

原告団子は、花田に会つて以後不安感を追い払うためクリエイトに立ち

寄るようになつてゐたが、この日は夕食もとらないままクリエイトに立ち寄つた。原告団子としては、いつものとおり以上特に変わつた意味で立ち寄つたわけではなかつたが、被告法人の側では、この日に原告団子に全財産の献金を迫るべく準備しており、そのためビデオが準備され、久野による直接一対一での講義を設定し、深夜になつても原告団子に対応するスタッフだけがクリエイトに残ることになつてゐた。

このように、被告法人の側では準備万端整つてゐるところに原告団子が全く無防備の状態で何の事前の説明なく置かれることになつた。そして、原告団子は、「今日はビデオではなく久野所長が団子さんのために特別講義をしてくださるので楽しみにして下さい。」と聞かされ、他の部屋とは仕切られた畳の部屋で久野と一対一で話すことになつた。

その講義内容は、「今まさにこの時代にメシアが現れてゐる。戦争等人と人が憎しみあわない世界が実現できるんだ。しかし、この時を逃せば世界は滅びてしまう。」、「団子君の肩に世界の平和と歴史がかかつてゐる。世界を救う使命があるんだよ。」、「団子君は、ここへ偶然に来たと思つてゐるかもしれないが、神様に選ばれ、団子君の徳を積んだ祖先によつて導かれてここへ来ることができたんだよ。」というものであつた。

講義が終わり、スタッフから神についてどう思つてゐるかを聞かれ、原告団子は、「神様は全知全能の神であります。悲しみの神様です。」と答えた。これまでのビデオ講座やスタッフとの会話等からこのように答えられるようになつてゐた。スタッフは、原告団子のこの言葉を確認して、奥の部屋へ行き、しばらくして一本のビデオを持ってきて午後九時過ぎか

ら」のビデオを見ることになった。原告団子は、食事をとつていなかつたこともあり、緊張感とともにかなりの疲労感もあつた。このビデオは「主の路程」の巻であり、これによつて被告法人及びメシアとしての文鮮明が始めて原告団子に明かされた。文鮮明ほど他人のために苦労し、無実の罪にもかかわらず弾圧された人はいないといった内容で、原告団子はこの人がメシアなら納得できると思うようになった。

さらに、このビデオには被告法人の活動を紹介した部分もあり、被告法人が世界中で貧困に苦しむ人々に対する食糧や医療の援助等をしている姿が紹介されていた。

ビデオが終わった時は既に午後一〇時近くになつており、周りには久野、窪田、田辺以外は誰もいなくなつていた。そして、遂に全財産を献金する

という総献金の話になつた。久野から「世界中の人々が幸せになるために被告法人へ献金してほしい。」と言われ、原告団子は「一〇万円位ならしてもいい。」と答えた。この金額は当時原告団子の出し得る最大のものであつた。入会時のアンケートでは一〇〇～二〇〇万円のところに丸印を付けていたが、その時点では全ての財産（保険を含む）は七〇万円であり、原告団子にとって一〇万円でも非常に大きな金額であった。しかし、「すべての財産・資産でなければだめだ。」と迫られ、原告団子は靈界に対する恐怖や不安もあって、非常に苦しんだ。ところが、スタッフらは「団子君は口先だけの人間ではないよね。」、「団子君のお金でアジア・アフリカで飢餓に苦しむ子ども達が何万人も助かるんだよ。」、「団子君の場合たかが七〇万円だろ、僕なんか二〇〇万円も出したよ。」、「このことは

みんな乗り越えてきていることなんだよ。」「図子君の背後には神様が常についているんだよ。」「交通事故でも起きたら七〇万円なんてすぐに無くなってしまうよ。」「後は神様がみてくれるから保険もいらないよ。」と言つてさらなる献金を迫つた。原告図子には、決意しなければどうしても帰さないというスタッフらの意思が強く感じられた。

続いて、スタッフらは交々「金持ちが天国に入るのはラクダが針の穴を通るよりも難しい。今は、神様が図子君に試練を与え、神様のことをどれだけ受け入れているか試されているんだよ。」「一億円持っている人が七〇万円出しても神様は喜ばないよ。でも図子君が神様のためにすべてを捧げたら神様は『この子こそ我が子』と言つて泣いて喜ぶよ。」「神様や靈界の祖先は図子君が今心の中で考えていることが分かつてているんだよ。」

、「図子君の背後には靈界で苦しむ祖先が見守つているんだよ。」「図子君の決意の大きさによつて地獄で苦しむ図子君の祖先が助かるんだよ。」「図子君が靈界へ行つたときは、何百何万の祖先や家族が出迎えてくれ、よくやつたと手を取り喜んでくれるよ。」「でもね決意しなければ何万の祖先からボコボコに殴られるよ。」「地上で生きているのは、たかが後五〇年そこそこだよ。でもね靈界は永遠だよ。地上で生きていた時に何をやつたかによつて、靈界の位置が決まるんだよ。僕なんか相当高い位置にいるけど、図子君はまだまだ低く、このままだと地獄へ行つてしまうよ。今は崖っぷちに立たされているんだよ。そのまま進むと海に落ちるだけ、それが、今、天からはしごが降りてきた。乗るか乗らないかは図子君自身で決めることだが、天国へ入るために、サタン世界の汚れきつた物を捨

てないと入れないんだよ。僕を信じてついてくればいいから。」、「団子君は今日真理を知ってしまったんだよ、神様は今まで真理を知らなかつたから大目に見てくれたけど、これからはそうはいかなくなるよ。法を知つて破る人と、つい知らずに破つてしまつた人では、罪の大きさは天と地ほどあるよ。」などとすべての財産を献金するよう迫つた。

しかし、原告団子は、今後の生活を考えると、どうしても「すべてを献金します。」とは言えなかつた。

時間は既に午前零時を過ぎ、もうタクシー以外では寮に帰る手段もない時間となつていた。クリエイトに来てから約五時間が過ぎており、原告団子は疲労困憊していた。原告団子は、それでもなお決心がつかず、頭を机に付けて悩み苦しんだ。しかし、一〇万円では許して帰させてくれる雰囲

気ではなく、七〇万円を献金することを遂に了承した。

原告団子が、その旨決心を伝えると、スタッフは、原告団子に対し、「お金は魔が入りやすい（気持ちが変わりやすい）ので必ず明日納めて下さい。」と言つた。献金を決意後原告団子が寮に帰つたのは午前三時頃であつた。

原告団子は、翌日会社を早退して保険の解約手続をし、クリエイトに金を届けた。しかし、全財産を換価しても結局六〇万円にしかならなかつた。

(六) マインドコントロールの深化

原告団子は、昭和六二年六月一五日からスリーデイズに参加した。スリーデイズは、前述したように広島市可部にある被告法人の施設に泊まり込んで行われる修練会である。睡眠時間までコントロールされる厳しいスケ

ジユールで行われ、二日目の夜は明かりをすべて消されて、講師の朗読が始まることなど組織的に演出されたなかで被告法人の会員としての献身を決断するようになる。すべてを献金し、スリーデイズのプログラムを経て、宗教を否定していた原告団子は何時まにか被告法人の会員として生きいくことを決断していた。しかし、それでも原告団子は常に靈界の恐怖に怯えていた。

スリーデイズが終わるとすぐに間を置かないで新生トレーニングが始まった。新生トレーニングの段階に入ると教会に寝泊まりするようになり、職場から帰つて午後七時から始まる二時間の講義を受けるようになり、午前六時には起床し、体操等厳しい日課が始まり、参加者は慢性的に睡眠不足となる。この段階から直属の班長に対し、定刻に報告・連絡・相談をし

なければならなくなり、生活そのものが完全に被告法人側によつてコントロールされるようになる。原告団子が被告法人から脱落しないようにするためのシステムの一つである。

同年一〇月からは実践トレーニングが始まった。これまで被告法人の会員として献金をしたり、一方的に講義を受けるだけであつたが、この段階では被告法人の伝道活動を行う実践的訓練に入る。新生トレーニングでは一日平均六時間位の睡眠時間があつたものが更に短い一日平均五時間位となり、いよいよ献身に向けて最後の段階を迎えることになる。

原告団子は、被告法人の指示に従い、岡山中央郵便局前やクリエイト周辺で通行人に対してアンケート用紙を配布して声をかけ、戸別訪問をした。被告法人の定着経済部門である絵画の展示販売会に出来るだけ大勢の人を

動員するのも実践トレーニングの内容の一つである。事前に動員目標の数値が設定され、セールストークについても予め指示を受け、会場に配置されたトーカーマネキン、担当者、タワー長の組織的な役割をそれぞれが果たすなかで顧客に商品を販賣するようにする。原告団子も何度かこの動員の役割を担つた。これらの活動はいずれも原告団子がより深く被告法人と関わりを持つようプログラムされたシステムの一つである。

実践トレーニングが開始されてからは教会での寝泊まりが始まったが、やがて、原告団子は、同年一〇月終わり頃からは被告法人の青年部と学生部の会員が集団生活しているいわゆるホームといわれていた「津倉荘」で他の人と一緒に過ごすようになった。こうして全生活が被告法人に取り込まれた状態となり、欺瞞的な方法による物品販売、被告法人の正体を隠し

た伝道活動等の反社会的行動を何らの疑問を持たないまま遂行するようになった。

前述したとおり、原告団子は、毎日報告・連絡・相談が義務づけられていて、いわば全生活を被告法人によつて管理されている状況にあり、外部の両親らとの接触も厳しく制限されていた。被告法人の内部では、被告法人による被害者の救済活動を行つてゐる人達をサタンと称して外部の情報に接することを困難にし、会員から自らの意思で考え思考する能力を奪い、被告法人からの脱会を決断することを著しく困難にしていた。その結果、原告団子は、被告法人を脱会するまでに多大な精神的苦痛を味わつた。

(七) 被告法人による靈感商法等の経済活動は万物復帰といわれ、サタン側にある万物を神のもとへ取り戻すという教えに基づくものである。ここにい

う万物とは金銭を始めとする地上にあるすべての財物とされ、再臨のメシアである文鮮明にこれをすべて捧げることを意味する。被告法人の会員は、被告法人の教えを実践することについて天法は地法に勝ると教えられ、詐欺的・脅迫的な靈感商法は地上天国実現のために復帰した財物を用いるのであるから、人を騙して商品を売っても、むしろ購入者のためにもなるので構わないとされている。こうして被告法人の会員（信者）は、違法な商品販売活動に何ら疑問を抱かず、これに邁進するようになる。原告団子が被告法人の会員として絵画の販売活動等について罪悪感を感じなくなつていたのもこのような被告法人の教えと深い関わりがあり、シャルムから時計を購入したのもこの教えに基づくものであった。また、余裕がある限り献金をしていくのもそのような教えによるものである。こうして、被告法

人の会員らは、展示販売会への動員、大理石の壺・多宝塔・朝鮮人参濃縮液等の販売、献金の強要へと驅り立てられていくのである。

(八) 脱会

原告団子は、平成元年一月末に公務員を辞して献身しようとする直前に両親らによつて保護され、冷静に自らの活動経過を振り返り、被告法人の実態を認識し、被告法人を脱会した。

4 被告法人による原告岡田の勧誘（侵害行為）

(一) 契機

原告岡田は、平成元年五月、高校時代の友人らとビデオセンターに通うようになった。同月終わり頃、家系図を書かされ、姓名判断等を受け、念珠を購入させられ、水行や祈祷を継続し、メシアを知るまで頑張るように

言われた。

(二) スリーデイズ等

原告岡田は、同年六月上旬に始めてメシアが文鮮明であること、被告法人の教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）とその組織を知られ、同年七月二八日から、広島市可部でのスリーデイズに参加し、正式に被告法人に入会した。

その後、原告岡田は、新生トレーニング等に入り、被告法人の経済活動に加わった。

5 被侵害利益・違法性

(一) マインドコントロールの違法性

被告法人によるマインドコントロールは、原告らに対し、被告法人の会

員であることを隠した接近、偽占い師の登場、ビデオセンターでの組織的にプログラムされたビデオ講座の受講、これを支えるスタッフの手紙、訪問、スリーデイズ、新生トレーニング、実践トレーニング、これらの中ではなされる総献金等は、一連の原告らへの働きかけとして、最終的には文鮮明の指示をそのまま受け入れ、たとえ反社会的行動であつても何らの疑問を持たずに遂行することのできる人間を作る手段である。

これは原告らの宗教選択の権利を不当に侵害するのみならず、その人格権を侵害し、原告らを反社会的集団に心ならずも所属させ、その一員として活動させるもので、その結果、脱会に至るまで原告らに多大な精神的苦痛を被らせた。

(二) アンケートから献身に至るまでの一連の不法行為



原告団子が宗教には何の興味もない青年であったのに、靈界に恐怖感を抱くようになり、全財産を投げだす献金をした上で、被告法人に対する献身を決意するに至った経過は前記したとおりであり、それぞれの行為は一連の目的的行為であり、その自由な意思形成を不当に妨げ、その人格権を侵害する不法行為を構成する。

(三) 昭和六三年五月二六日の献金の違法性

(1) 原告団子は、昭和六三年五月二六日、クリエイト内の一室において同原告の全資産を被告法人に献金することを決断させられ、翌日六〇万円の現金を被告法人に交付した。これは被告法人がそれまでクリエイトに通いビデオ講座を受講し、偽占い師によつて靈界に対する恐怖や不安にとり憑かれている原告団子の状況を利用し、すべての財産の献金を迫る

べくビデオの題材を選択して見せ、特別講義と称して献金を迫り、深夜数時間にわたつてクリエイトのスタッフが取り囮み献金を決断しなければ帰宅できない状況に追い込んで、恐怖心を煽り献金を決断させた。そして、決断後はすかさずスリーデイズ、新生トレーニング、実践トレーニングを始め、被告法人から脱会させないためにフォローし、被告法人に対する献身へと誘導していくた。

(四) 被告らの一体性と違法性

(1) 被告らの献金勧誘システムは、①全国及び各地区において献金目標額を定めて、その達成に向けて勧誘を行う、②各種マニュアル等により全國的に共通の伝導方法をとる、③対象者の悩みを聞き出し、様々な悪い現象は先祖の因縁によるものであるなどの因縁話や靈界の話をした上、

被告法人の教義ビデオ等を見せて教育する、④献金前に予め対象者の財産を把握する、⑤献金直前まで被告法人及び文鮮明のことを明かさない、⑥執拗な勧誘行為を行うというものである。そして、被告法人の献金勧誘のシステムの特徴は、①万物復帰の教えのもとに個々の対象者からその所有財産の大部分を拠出させ、被告法人全体としても多額の資金を集めることを目的とするものであること、②対象者がある一定レベルに達するまで、被告法人の万物復帰の教えは勿論のこと、被告法人や文鮮明について秘匿あるいはこれを明確に否定したまま、対象者にその悩みに応じた因縁話等をして不安感を生じさせ、あるいはこれを助長する方法をとっていること、③各種マニュアル等により勧誘方法が全国的に共通していく、組織的に行われていることが挙げられる。このうち、②の

点は、被告法人への入会ないし献金等を勧誘する際、入会ないし献金等をしようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、不実のことを告げて恐怖に陥れ、また、対象者を威迫して困惑させる不公正なものである。

6 責任原因

(一) 被告法人の責任

(1) 被告法人の献金勧誘行為がたとえ布教活動の一環として行われたもの

であつたとしても、その目的・手段・結果において社会的に相当でないと判断される場合は違法となり、民法七〇九条の不法行為を構成する。

本件の場合、直接勧誘のなされる前に原告団子に恐怖感を持たせる一連の行為が存在し、そのようにして醸成された靈界に対する原告団子の

恐怖心を利用して計画的に深夜長時間にわたり複数人が取り囲んでした

献金勧誘行為は、目的・手段において社会的相当性を欠き、原告団子をして全資産を被告法人に提供することを決断させたもので、結果においても相当ではなく、右献金勧誘行為は全体として不法行為を構成する。

(2) 前述したとおり、被告法人の献金勧誘システムは全国で組織的に遂行されているものであつて、これが違法と評価される場合、被告法人は直接不法行為責任を負うべきである。

(3) 被告法人は、少なくともこのような勧誘行為をした信者を統括している立場にある者として、民法七一五条に基づき損害賠償責任を負う。

(4) 非営利団体である宗教法人は、その信者が第三者に損害を与えた場合、当該信者は宗教法人との間では、被用者と同視すべき地位にあると認め

るべきであり、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教的活動等の事業の執行につきなされたものであるときは、右信者の加害行為につき民法七一五条に定める使用者責任を負う。

(5) よつて、被告法人は、原告らの被つた財産的損害及び精神的損害について、直接不法行為責任を負うとともに、信者のなした違法行為についても使用者責任を負う。

(二) 被告久保木の責任

被告久保木は、被告法人の設立当初からその組織活動の中心としてこれに深く関わってきた者であり、前記したとおり組織的な献金勧誘行為や靈感商法を始めとする違法な伝道活動や経済活動を指揮、監督してきたものであつて、これにより原告らに生じた損害を賠償すべき不法行為責任（民

法七〇九条)を負っている。

7 損害

原告らは、被告らの不法行為によつて次の損害を被つた。

(一) 原告岡子 合計 二〇〇万円

(1) 献金 七四万七〇〇円

原告岡子は、昭和六三年五月二七日、被告法人に対し、六〇万円を献金し、その他に一四万七〇〇円を別途献金した。

(2) セミナー参加費 一二万五〇〇円

原告岡子は、セミナー参加費として合計一二万五〇〇円を被告法人に対し支払つた。

(3) 腕時計購入(シャルム) 一二万八〇〇円

八八頁

原告岡子は、昭和六三年一二月開催の被告法人主催のC B展において、実績を上げるため自ら腕時計を購入し、一二万八〇〇円を支払つた。

(4) 精神的損害 一〇〇万円

原告岡子は、被告法人の違法なマインドコントロールによつて宗教選択の権利を不当に侵害されたのみならず、その人格権を侵害され、反社会的集団に心ならずも所属させられ、その一員として活動させられたことにより多大な精神的苦痛を被つたが、これを金銭的に評価すると一〇〇万円を下らない。

(二) 原告岡田

(1) 合計一〇一万八五〇〇円

① VCコース料 一万二〇〇円

② 翡翠の念珠購入（吉祥堂） 三〇万九〇〇〇円

③ 献金 二〇万四〇〇〇円

④ 入会金 一五〇〇円

⑤ 指輪購入（クリスチャンベルナール） 一万四〇〇〇円

⑥ 時計購入（シャルム） 四万二〇〇〇円

⑦ 化粧品（男女美） 三万六〇〇〇円

⑧ 精神的損害 四〇万円

(2) 損害の填補 三六万五〇〇〇円

原告岡田は、念珠、指輪及び時計の購入契約を解除し、被告法人から
購入代金の返還を受けた。

8 結論

よつて、原告らは、被告法人に対しては民法七〇九条又は同法七一五条に基づき、被告久保木に対しては同法七〇九条に基づき、原告岡子は二〇〇万円、原告岡田は右7(二)(1)損害合計額から同(2)損害填補額を控除した残額六五万三五〇〇円及びこれらに対する不法行為後である平成元年一二月一〇日（訴状送達の日の翌日）から各支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 請求原因に対する認否

1 請求原因1(一)及び同(二)のうち、原告岡子が被告法人に在籍していたことは認められるが、原告岡田が被告法人に在籍していたこと及び原告岡子の脱会の経緯は否認する。原告岡子の脱会は被告法人に対する反対活動家らによつて強制されたものである。

2 同2(一)及び同2(二)(1)のうち、靈感商法等数々の反社会的経済活動への必然性が被告法人の教理の中にあることは否認するが、その余は認める。

同2(二)(2)ないし(5)及び同3は否認する。

同2(四)のうち、被告法人の信者が設立した商事会社があり、その会社が物品販売をしていることは認めるが、その余は知らない。

同2(五)は否認する。

3 同3ないし7は否認する。

三 被告らの主張

1 被告法人は、宗教活動のみを目的とする宗教法人であつて、靈感商法その他いかなる収益事業も行つておらず、一切これに関与していない。原告らを勧誘教化した組織は被告法人ではなく、被告法人の信者を中心として独立して設立された全く別の組織であつて、右組織が被告法人の組織に組み込まれているわけではない。ビデオセンターや修練会、展示会等の主催者も右組織であつて被告法人ではない。

また、信者らのうち、信者の組織が使う意味での「献身者」もそうでない者も、被告法人の職員になるわけではない。右信者らは被告法人の信者ではあるが、被告法人の職員ではないのであるから、そこに指揮監督関係は存在しない。信者らは、被告法人から雇用されているものでもなく、被告法人が信者らの不法行為の発生を回避できる可能性もないから、そこに実質上の指揮監督関係もない。被告法人は、職員以外の信者の生活について関与できる立場はない。

被告法人が信者から献金を受け入れることははあるが、それは被告法人に限

らずどこの宗教法人もしていることである。

2　原告らは、自己の人格が破壊され、違法行為も善であると信じて行動するようになったのは、被告法人のマインドコントロールによるものであるかのように主張する。

マインドコントロールという概念は、心理学上普及した概念ではなく、ニューアイングランドの心理学協会では一九八〇年代にこの概念を否定している。また、アメリカの科学的宗教研究学会SSSRは、この概念は科学的裏付けのないものであるとしている。さらに、原告らは西田公昭の論文に基づいて主張しているようであるが、西田自身、「この理論は未だ心理学の観念として普及していない。」旨明確に証言している。

したがつて、そもそも、このような概念を用いて、被告法人の責任を追及

するのは誤っている。

人間の主体性は、素質、環境等諸々のものに影響されつつ、その中から自己に有益な事実や情報を取り出し、それを受容し、それに従って行動していく判断選択過程に最も端的に現れるものであつて、その際、他者から諸々の影響を受けることは絶対避け得ない。他方、人間が個人ないしは所属する団体を通して他人に対して自己の信ずる思想、信条、宗教心等を理解してもらうべく話しかけ説得するのはその当然の権利である。かかる他者への影響力の行使を悪意に満ちた客觀性を持たない意図や目的を持つてマインドコントロールの概念を用いて否定することは決して許されべきではない。

してみれば、被告法人の行為は、ある新しい宗教の信者を獲得するための「普通の説得行為」ということになり、その対象者が自らの自由意思に基づ

き宗教を選択受容する際に一つの影響を与えていにすぎない。

人間存在は、主体性ある自己決定にその根拠を認められるのであり、それを奪い去ることはできない。

原告らの主張に従えば、現在被告法人の信者である者も同様に被告法人によつてマインドコントロールされることになるが、そうした主張自体自らの自由意思で信仰生活を送つてゐる被告法人の信者に対する冒瀆であつて、まさに信教の自由に対する挑戦というほかはない。

さらに、原告らはマインドコントロールの主体を被告法人とするが、被告法人は、原告らの主張にかかる一連のシステムとしてのマインドコントロールの施設であるビデオセンターやツーデイズ、スリーデイズ等の修練会や各種トレーニング等の管理・運営をしたことではない。

3 宗教等の領域においては宗教団体名等を明らかにしないでする勧誘や教化行為は違法とはいえない。

被告法人が行う伝道活動は、その教義の流布という宗教法人の目的に従つ

たものであり、その実質は宗教的確信に基づく宗教活動である。いうまでもなく、日本国憲法において保障されている信教の自由は、自ら信仰する自由とともに、そのコロラリー（系）として自らの信仰を他者に伝達し、宗教的确信を他と共有するための活動を行う自由をも含むものである。

したがつて、被告法人の信者がいかなる宗教を信仰しているかを明かさないまま伝道活動を行つたとしても、それは直ちに相手方の信教の自由を侵害するものではなく、社会通念上許された伝道活動といふべきである。被告法人の信者らによる原告らに対する勧誘行為は、伝道される者の自由な意思に

基づく正当な行為であり、信教の自由の範囲内において行われたものである。

原告らは、自ら被告法人の教義を信仰し、宗教的確信に基づいて、本人の自由な意思決定により社会奉仕や伝道活動に携わるなど、宗教活動の意味を十分理解した上で任意になされたものである。

4 原告らの主張は、要するに、被告法人が組織的に自らの正体を隠して原告らに接近し、耳に心地よい言葉と原告らの好奇心や向上心をくすぐるような言葉で原告らを組織の中にとらえ、次第に他の情報から遮断隔離し、優しい人間関係で原告らを包み、他方、原告らの精神的弱点を指摘して原告らを不安と恐怖に陥れ、ビデオセンターあるいはツーデイズ、スリーデイズなどの修練会など目的的に管理された環境の中で一方的に教義を教え込み、やがて靈感商法という違法行為さえも正しい行為であると信じ込ませることが、原

告らの思想・信教の自由を侵害し、その人格を破壊するものであつて不法行為を構成するというものである。

原告らのそのような不法行為の主張が、民法七〇九条に基づくものであるとした場合、觀念的な存在である法人自体の故意・過失ではなくて、法人の機関の故意・過失を問題とすべきであるから、右主張は失当である。

また、原告らの不法行為の主張が、同法七一五条に基づくものであるとした場合、第一に被告法人と信者らとの間に使用関係がなければならないが、原告らは単に被告法人と信者らの組織的・一体性を主張するのみで、具体的にどのような使用関係があつたかについては何ら主張していないし、第二に、被用者が「事業の執行に付き」第三者に損害を加えなければならぬが、原告らは、原告らを勧誘し、金員を出捐させた信者らが、具体的にどのような

事業を執行するにつき原告らに損害を与えたかを主張していない。

なお、「事業の執行に付き」の判断に当たっては、被用者の行為が使用者の事業自体の範囲に入るか否かの判断が必要となるが、被告法人は宗教活動以外の事業活動は全く行っていない。

第三 証拠関係

本件記録中の証拠関係目録記載のとおりであるから、これを引用する。

理由

一 請求原因1（当事者）について

1 請求原因1(一)（被告ら）は当事者間に争いがない。

2 請求原因1(二)（原告ら）のうち、原告岡子が被告法人に在籍していたことは当事者間に争いがないが、原告岡田が被告法人に在籍していたことを認めるに

足る証拠はない（原告岡子の脱会の経緯については後記三-15で判断する。）。

二 請求原因2（被告法人の組織と宗教活動）について

1 請求原因2(一)（被告法人の組織）は当事者間に争いがない。

2 請求原因2(二)（被告法人の宗教活動）(1)（被告法人の教理）は、靈感商法等数々の反社会的経済活動への必然性が被告法人の教理の中に存するとする点を除き当事者間に争いがない。

3 そこで、その余の原告ら主張の請求原因2(二)（被告法人の宗教活動）(2)ないし(5)、同(三)（マインドコントロールの実態）、同(四)（被告法人の経済活動「靈感商法等の販売活動」及び献金の実態）及び同(五)（まとめ）について判断する。

（事実関係）

及び2、第九〇号証ないし第九二号証、第九六号証の1ないし3、第九八号証の1ないし16、第一〇二号証、第一〇四号証の1ないし6、第一〇五号証、第一一二号証、証人小野直美的証言、原告岡子本人尋問の結果に弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

(一) 被告法人の信者組織は、中央本部と呼ばれる事務局を頂点に、全国をブロック及び更にこれを細分化した地区と呼ばれる各単位に分け、連絡協議会又はブロック長会議と呼ばれる意思決定機関において、全国的に活動統制が図られており、昭和五七年頃、ブロック長会議において、被告法人の教義を布教、伝道するため、非信者に被告法人の教義に関するビデオを見せる施設としてビデオセンターを設置することが決定され、各地にこれが設置された。そこでは、それら被告法人の組織活動や教義布教活動等に専従する献身者と

呼ばれる被告法人の信者（以下「献身者」という。）が中心になつてその運営に当たつていた。

岡山のクリエイトもこのビデオセンターの一つであつて、被告法人の岡山地区信者組織所属の信者らがその運営に当たつていた。

右信者組織は、被告法人の信者の配置及び活動場所を決めて布教活動又はこれに伴う献金勧誘等の活動に当たらせ、被告法人に対する献金の窓口となり、月毎あるいは年毎に新規信者の獲得数や献金又は収益事業による売上金の目標額を決めてこれを地区毎に分担させ、献金の説得に至るまでの手順についてビデオ等による手引きを作成して非信者及び既に信者となつた者に対し、その先祖らの色情因縁、殺傷因縁等を説き、そのような因縁から解放されるためには、全財産を献金する必要があると説明するように指導していた。

(二) 非信者が連絡協議会の下部組織であるビデオセンターを通じて被告法人に入教（献身）する過程は、その時期や地域によつて若干の変遷や差異があるが、概ね①ビデオセンターへの勧誘（伝道）、②ビデオセンターにおけるビデオ講座の受講、③ツーデイズセミナー、④ライフトレーニング、⑤スリースライズセミナー、⑥新生トレーニング、⑦実践トレーニング等の手順を経て、⑧献身に至るというものである。

ビデオセンターにおける学習は通所によるビデオ視聴形式を中心とした講義受講の方式が採用され、ツーデイズセミナー（以下「ツーデイズ」という。）、スリースライズセミナー（以下「スリースライズ」という。）は合宿形式のセミナーである。ライフトレーニングは通所の集中研修であり、新生トレーニング、実践トレーニングは、連絡協議会の下に設置されているホームと称さ

れる研修所において集団生活をする長期研修である（以下、これらを総称して「セミナー等」という。）。

セミナー等は有料であり、受講生は受講料を支払つてこれに参加する。その内容はいづれも被告法人の教義の講義であり、ビデオセンターではビデオ視聴による講義が、他のセミナー等では講師による講義がそれぞれ行われる。セミナー等が実施される会場は色々であるが、その中心はビデオセンターであり、研修スタッフもビデオセンターから派遣される。

ビデオセンターでは、ライフトレーニングまでは被告法人の教団名や文鮮明の名前、あるいはセミナー等の主催者が連絡協議会であることは受講者に明かされず、スリースライズ参加直前に始めて明らかにされる。

新生トレーニング以降の段階では、受講者は各自の家を出てホームに泊ま

り込むことになる。

実践トレーニングでは、実践と称して、献身者と同様に街頭でのアンケート活動、珍味等の訪問販売、連絡協議会主催の各種商品販売展示会への動員等の各種経済活動が始まり、受講者には一定のノルマも課される。

右各研修過程では、受講生は到達段階毎にビデオセンターのスタッフによつてその成長度を判定され、教義に疑問を抱いたり、家族が強く反対するなどの問題があると判断された場合には、その段階に止まって学習を続け、問題がなくなつたと判断された時点で更に先に進む。時には、一旦進んでから前の研修段階に戻されることもある。

街頭アンケートで声をかけられた者のうち実際にビデオセンターに通うようになる者の割合は数パーセント程度にとどまり、それらの者のうち更に献

身の段階にまで到達する者の割合は更に低く、途中で相当数の受講者が辞めていく。

以上の過程を更に詳説すると次のとおりである。

(1) ビデオセンターへの勧誘（伝道）

連絡協議会では、新規信者の勧誘を伝道と呼び、その方法には、①見知らぬ人に街頭でアンケートの名目で声をかけ、ビデオセンターへ連れていく路傍伝道、②知人や親族を紹介するFF（ファミリー、フレンドの略称）伝道、③印鑑や念珠等の訪問販売をきっかけとする訪問伝道等の方法がある。相手がビデオセンターへ行くことに応じた場合、伝道者を靈の親、被伝導者を靈の子と呼び、靈の親は靈の子が献身に至るまでの間途中で辞めることがないよう、アフターケアとして手紙や簡単な贈り物、電話等を頻

繁に行つて激励する。ビデオセンターでは来訪者をゲストと呼び、新規ゲストと応対する担当者をトーカーないし新規トーカーと呼ぶ。トーカーは予め靈の親からゲストの悩みや願い、問題意識等を聞き出し、ゲストを贊美しながら、ビデオセンターで靈の親と共に勉強しましようなどと述べて入会を勧誘する。

(2) ビデオセンター

被告法人の内部ではゲストに対して担当カウンセラーが決められる。担当カウンセラーはゲストがビデオ視聴に通い学習する間、終始にこやかにゲストと応対し、決して否定的な態度を取らず、ゲストとの間に信頼関係を醸成し、ゲストが更に先の段階のツーデイズやスリーデイズ等に参加するよう働きかける。

(3) ツーデイズセミナー

ツーデイズは連絡協議会のブロック単位で開催され、被告法人の修練所等がその会場となる。ツーデイズで最も重要な役割を担うのは班長である。班長は、受講者に対して包み込むような態度で接し、受講者の状況を常に把握して更に先の段階であるライフレーニングやスリーデイズに参加するように働きかける。

このセミナー中、受講者は家族や友人と電話連絡することを禁止され、受講者間の会話も制限される。

講義内容はビデオセンターでのそれと同じであるが、このセミナーにおいて始めて救い主である再臨のメシアが現在すること、墮落した人間が救われる可能性のあることが示唆され、講師は受講者に対しメシアが誰であ

るかは次のライフトレーニングないしスリーデイズにおいて明らかになると告げる。担当カウンセラーを含めたビデオセンターのスタッフらは、ツーデイズ終了後、祝賀会を開き、受講者を賛美し労う。この段階に至ってもなおスリーデイズやライフトレーニングに参加することを決めていない受講者に対しては、参加を決意するように説得する。

(4) ライフトレーニング

ライフトレーニングはツーデイズ終了日の翌日から始まり、ビデオセンターの教育部がこれを担当する。受講者は一五日から一ヶ月の間毎晩仕事や学業終了後会場となる施設に通い、講義を受け食事をして解散する。受講者はこの段階で始めて他の受講者と会話する。スタッフは、様々な機会を利用して、受講者が偶然の幸運や不運を神様の働き、サタンの働きと捉

えるように働きかけ、自分の行動や周囲の状況等について、スタッフに対し常にほうれんそう（報告・連絡・相談）をするように求める。最終日はワンドイと呼ばれ、メシアの証と題する講義が行われる。この講義では、受講者に対し、始めて文鮮明の名前と同人のみがメシアの条件を満たすこと、同人を支える団体が被告法人であること、これまでのセミナー等の主催者は被告法人ないしその関連組織であることが明かされ、マスコミの被告法人等に対する誹謗中傷はサタンが働きかけた結果であるから惑わされないようにと注意される。

(5) スリーデイズセミナー

スリーデイズは、連絡協議会のブロック単位で開催され、被告法人の修練所等市街地から離れた自然の中の施設が会場になる。

ツーデイズと同様、緊急時以外は外部の者と連絡することは禁止される。

受講者は、これまでと違い、被告法人の伝道活動であることを自覚して参加する。文鮮明の提唱する統一運動、勝共理論、文鮮明の活動軌跡等に関する講義が新たに加わり、ブロック長等の説教がある。講義の要所要所で感動的な音楽が流されるなど演出にも工夫が凝らされている。聖歌や祈りの時間があり、全員が祈祷し、泣き出す者が続出するなど感情の高揚した状態が続く。受講者は、セミナーの期間中、何度も献身することが神を喜ばせる途である旨聞かされる。

班長は、セミナーの期間中、毎日受講者と班長面接を行い、全員が新生トレーニングに参加し、最終的には献身まで決意するよう働きかけるとともに、受講者の成長度合いを判定し、受講者からその財産内容、実家の

状態、恋人や婚約者の有無等の個人状況を聞き出す。障害があつて新生トレーニングの段階へと進めない受講者に対しては、障害の内容を具体的に聞き出し、その対策を伝授する。最後の班長面接は感情の最も高揚する講義の直後に行われ、受講者に対し献身の決意の有無を尋ねる。決意しない者については、翻意するよう朝まで説得を続ける。大部分の受講生は、献身する旨返事をするが、献身後の活動については具体的なイメージまで持っていない。最終日には宣誓式があり、受講者は皆の前で被告法人に献身し神のために（ないしは文鮮明夫妻のために）生きる旨の宣誓をする。班長は、受講者に対し、所持金の全額を献金するよう強く勧める。

ビデオセンターのスタッフは、研修終了後、ツーデイズの場合と同様に祝賀会を開き、受講者を賛美し労う。

(6) 新生トレーニング

新生トレーニングはスリーデイズ終了後から始まる。スリーデイズ終了日の翌日に面接があり、班長が参加者と共に家を留守にする口実を考える。参加者は自宅を出て信者らが集団で居住するアパート等（信者の間ではホームと呼ばれている。）に泊まり込み、ホームから会社や学校に通い、ホームに帰つてからは講義を受ける。

(7) 実践トレーニング

実践トレーニングは、新生トレーニングと同様、ホームに起居して講義を受講する研修であるが、期間は決められておらず、参加者の献身をもつて終了する。

献身後の信者活動の実践として、街頭アンケート活動、被告法人主催の

展示会への動員活動等が始まり、参加者全員がこれを経験する。

いずれの活動についても、まず当該活動の意義を被告法人の教義と関連づけて説く講義があり、受講者は、スタッフの指導の下でマニュアルに基づき想定問答等の反復練習をする。各種展示会においては、受講者は、これらの物品を購入することは、購入者本人のためになると信じ、班長と協力して自分の家の財産の程度、その処分権限の所在、靈界や先祖の因縁に対する感覚等を検討して商品の売値を決め、購入させる算段をする。

(8) 献身

受講者がそれまでの職を捨て、家を出て信者としてビデオセンターの活動に専従することを献身という。献身後の信者は、ホームで生活し、食事の提供を受け、仕送り、退職金、自分の財産等があればすべてホームの会

計担当者に渡し、ホームの会計から月一万円ないし一万五〇〇〇円程度の小遣いの支給を受ける。

(9) 献身後の信者の諸活動

献身後の信者は、当初連絡協議会の青年部（ビデオセンター）に配属されて活動するが、一定期間経過後、青年部から国際機動隊等へ派遣されることになる。その間、信者としての成長段階に応じて、二一日修練会、合同結婚式（祝福）等被告法人の主催する活動に参加する。いずれも参加資格が必要であり、資格の有無は連絡協議会等で上司が判断する。

（判断）

右認定事実によれば、被告法人の信者らによる右一連の勧誘、教化行為は、被告法人の宗教活動ないしはそれと密接に関連する布教活動の一環として行わ

れ、かつ、被告法人の教義、信仰の実践行為と認められる。そうすると、被告法人の信者が被告法人と別に組織を構成し、それら信者組織の意思決定に従つて宗教活動又はこれに付随する布教活動を行う場合であつても、被告法人とその信者組織とは、同じ目的のために存立し、宗教法人あつての信者組織であり、当該宗教法人の存立目的を達成するのに必要な限度と方法において、当該宗教法人が信者組織を規律することが当然予定されているものとみるべきであるから、前記認定事実によれば、被告法人においても信者組織に対する実質的な指揮監督関係があるものと認めるのが相当である。

三 請求原因3（原告団子に対する侵害行為）について

前記認定事実に加え、甲第一九号証、第二〇号証、第二三号証、第二五号証ないし第二八号証、第九四号証、第九五号証、乙第一号証ないし第九号証、証人小

野直美の証言、原告団子本人尋問の結果に弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

1 原告団子の宗教観等

原告団子は、香川県三豊郡の出身で、高校卒業後岡山にある中四国農政局に就職した。

原告団子の実家の宗旨は仏教であったが、同原告自身何らかの原因で精神的に追いつめられるといった状況にもなく、また両親も信仰には不熱心であったこともあって、宗教についてはむしろ嫌悪感を抱いており、キリスト教についても格段の興味はなく、その関係者と接触する機会もなかつた。

2 ビデオセンターへの勧誘

被告法人の会員である木下と小野は、昭和六二年九月一五日（休日）午前一

○時頃、中四国農政局岡南独身寮に原告団子を訪れた。

小野と木下は、原告団子に対し、「文化サークルですが、アンケートに答えてくれませんか。」と言つて、三〇分から一時間程度、話をしながらアンケート用紙に記入した。

小野と木下は、アンケート終了後、原告団子に対し、クリエイトという文化サークルがあるが来てみないかと誘つた。同人らの話によると、クリエイトは、岡山市田町にある若者が集まって話をしたりイベントをして楽しく過ごすところであるということであり、宗教関係の施設であるとの説明はなかつた。

原告団子は、最初は断つたものの、小野らの話からそのようなサークルもあるのかという程度で特に不信感も抱かず、職場以外で友達を作りたいと思い、話を聞くだけ聞いてみようという簡単な気持ちで誘いに応じ、同日午後二時に

クリエイトに行くことを約束した。

原告団子は、二〇歳位の頃、四〇万円余りの英語教材を訪問販売で購入したところ、月に一度連絡が来るという約束であつたにもかかわらず、二月位してから連絡がなくなつた経験があつたため、この種の話には警戒心を持っており、クリエイトに行く約束をした時点では、行ってみて気に入ればやってみようと考えていた。

原告団子は、同日午後二時、木下、小野両名と待ち合わせをしてクリエイトに行つたところ、クリエイトは普通の貸しビルの二階にあって、中に入ると、室内は明るい感じで音楽が流れ、受付に人がおり、入った部屋では二〇歳前後の人たちが二〇人位で机を挟んで話をしていた。

原告団子が部屋に入ると、受付をして下さいと言われ、そのとき受付に置か

れていた名簿を見ると、新規来訪者の記入欄があり、それを見ると新規来訪者が一〇人位いたので結構来ているなあと感じた。

原告団子は、受付を済ませた後、木下や小野に案内されて席に座り、両名から、「あなたの今までの人生がどれだけ充実しているか調べるものだから、ちよつとやってみませんか。」と言われてアンケート用紙に記入した。原告団子は、アンケート用紙の財運の項目には、貯金とか現金、保険を含めた額として、「一〇〇～二〇〇」万円のところに印を付けた。

アンケート終了後、木下と小野は、五分ないし一〇分ほど席を立つて奥の部屋に消え、その後右アンケート用紙と最初に自宅に訪問を受けたときに答えたアンケート用紙と持つて出てきて、パンフレット（甲第二号証）を見ながら、一時間位クリエイトについて詳しい説明をした。

その後三〇分位ビデオを見てから入会についての話になつた。

原告団子は、小野らの説明を聞いてクリエイトはこれから自分の人生を社会のために役立つように生きるためにはどのようにすれば良いのか、そのためにはどういったことを知つておけば良いのかを学ぶところであると理解した。

原告団子は、小野らの説明を聞いてクリエイトに通つてみようとは思うようになつたが、この時点でもなお警戒心が残つていたため、もし途中で断念する

場合のことも考えて料金の一一番安い三万五〇〇円のCコースを選び、頭のなかではクリエイトの事務所にはおよそ三〇〇本位のビデオテープが置いてある様子であったのでそれを全部見れば一本あたり一〇〇円位の計算になり、三万五〇〇円であれば普通のビデオレンタルショップでビデオを借りるよりも

安いと考えた。

原告団子は、その日、ビデオ講座申込書（甲第三号証）に記入して提出したが、入会金の持ち合わせがなかつたため、当日は三〇〇円ほど支払い、残りは翌日現金で全額支払つた。

原告団子は、クリエイトからの帰り際、小野と木下から手紙を貰つたが、当時他人から手紙を貰うようなことなかつたため嬉しかつた。原告団子が寮に帰つてから開封してみると、その手紙には、「私も勉強中なので一緒に頑張りましよう。」という趣旨のことが書かれていた。

3 クリエイトでの受講内容

原告団子は、同月一七日、勤務終了後クリエイトに行つたが、ビデオは自由に選べず、担当者から最初これを見て下さいと言わされて渡されたビデオを見た。

ビデオは隣の人の姿が見えないように仕切られた席でヘッドホンをつけて見るようになつており、後で感想文を書くように言わされたためノートを取りながら見た。

原告団子がこの日見たビデオの内容は、世界情勢、歴史及び人間に不幸をもたらす原因等に関するもので、特に宗教に関するものではなかつた。

原告団子が同月一八日、二〇日と指定されたビデオを見ていくうちに靈界の話が出てくるようになつた。原告団子は、靈界には興味がなかつたため、好きなビデオが見られると思っていたのに話が違うと思うようになり、クリエイトに行くのが嫌になつてその後は行くのを止めた。

原告団子がクリエイトに行くのを止めると、小野や木下から電話や手紙が来るようになつたが、原告団子としては行くのが嫌だったので仕事が忙しいと言つては断つていた。

4 絵の展示会

原告団子は、同年一二月一五日頃、小野から絵の展示会に行つてみないかと誘われた。原告団子は、絵の展示会には行つたことがなかつたため行くことにしたが、その際、特に小野から絵を販売しているとは聞かなかつた。

原告団子が、小野と待ち合わせて、岡山市内のデパート天満屋近くにあるジョリービル四階の会場に行くと、絵は壁際に綺麗に並べられていて照明も明るく、音楽も流れしていて、部屋の真ん中には机と椅子が置いてあつた。会場には、三〇人位の人があり、絵を見たり椅子に座つたりしていた。

原告団子は、会場で小野からしばらく待つてくれと言われ、待ち時間の間にその場で放映されていた絵画は素晴らしいといった内容のビデオを見てい

た。

その後、原告団子は、小野から自分が絵を買った時に世話になつたという人物を紹介され、その人に案内されて画家の生い立ち等について説明を受けながら小野と三人で絵を一通り見て回つた。

見終わった後、原告団子は、気に入った絵があつたかと聞かれたので、良かつたと思う絵を挙げると、小野からその絵を買つたらいいねと言われて驚いた。会場に展示されていた絵はどれも五〇万円から一〇〇万円、二〇〇万円という高額の値札が付いており、原告団子が気に入った絵の値段も五〇万円位の絵であつたので小野に高くてとても買えないと言つて断つた。

そうすると、小野は電話で呼ばれて奥に一旦引っ込み、しばらくして出てきて、今度は前と少し違つた語り口で熱心に絵の購入を勧めた。

そうした状況は午後七時頃から午後一〇時頃まで続いたが、結局その日は会場が閉まり、その絵を買わずに済んだ。

原告団子は、会場にいた人たちを見て絵の販売担当者がクリエイトでよく見かける顔であることに気づき、絵画販売の収益をクリエイトの運営資金に充てているものと思い、結局クリエイトも以前騙されたことのある英語教材の訪問販売と同じものであるのかと裏切られたような感じを持った。

そのため、原告団子は、絵を見に行つた後、小野や木下から誘いの電話があつても絵の展覧会にもビデオ講座にも行くことを一切止めた。

しかし、その後も小野からは誘いの電話が原告団子に度々かかっていた。

5 占い師の講演会

原告団子は、昭和六三年四月一〇日、小野から占い師の講演会に来ないかと

誘われた。原告団子は、その講演がクリエイトではなくてY.O.Uという団体の主催であると聞いており、クリエイトではなくて小野からの誘いであったため学生の小野が付き合っているのはクリエイトだけではないだろうと考え行くことにした。

小野の話では、講師の占い師は講演をしながら全国を巡り歩いている鈴木光（以下「鈴木」という。）ということであった。

鈴木の講演時間は二時間位で、鈴木は自分の名前を例に姓名判断をした後、今度は会場から三名を選んで姓名判断することになり、原告団子もその一人として選ばれた。原告団子は予め聞いていなかつたため、選ばれたときはラッキーであると思つた。

鈴木は、原告団子の名前の字画を調べ、吉数かどうかを占い、原告団子に対

し、「こ」のままの生活を続けていたなら大変なことになる、今が転換期です。」

と告げた。

講演が終わって原告団子が寮に帰ると、小野から電話があり、小野は「あの方（鈴木）は結構占いの当たる先生です。」、「現在遠のいているクリエイトにも来てみませんか。」と誘つた。原告団子はその誘いに対してもの當時自らの生き方に若干の疑問も抱いていたため、またクリエイトに行ってみようかといふ気持ちになり、再びクリエイトに通うようになつた。

6 吉田による勧誘

原告団子は、再びクリエイトに通うようになつてから前と同じようにビデオを見て感想文を書いたり、仲間と話し合いをしたりしていたが、そのときに見たビデオの内容は靈界とか神の存在についてのものであつた。

原告団子は、同年四月一二日、「鈴が鳴る」という題名の三〇分位のビデオを見た。このビデオは超常現象に関するもので、誰も手を触れていないのに時間が経つと鈴が鳴り出し、これは靈界から送られてきている何者かによるという内容のもので、このビデオを見たことが、原告団子が靈界の存在を信じるようになる一つのきっかけとなつた。

原告団子は、そのようなビデオを見てから一週間位した後、小野から吉田といふ占い師を紹介された。小野によると、吉田は全国を歩いている占いの先生ということで、三五歳から四〇歳位の女性であった。

当時、原告団子は、クリエイトに通うようになつてはいたものの、靈の存在に疑問も抱いていて、そこから思考が前に進まない状態であつて、そういう状態のときに小野から占いをしてもらうと何か開けることがあるのではないか

ということで勧められたのである。

原告団子は、同年四月一七日、クリエイト内の畳の部屋で二人だけで吉田と会つた。

吉田は、原告団子が当日事前に予めクリエイトの相談コーナーでスタッフと話をしながら書いていた自己の家系図を持つており、吉田の話はその家系図もとにして原告団子の家族状況について質問するという形で進んだ。その家系図には、生存している親族で分かる範囲の者をすべてを書けということで、原告団子は、祖父、祖母、叔父、叔母及び従兄弟まで書き、それ以外にその人たちが今まで見舞われた災害や不幸、遭遇した出来事を逐一記載した。

吉田は、原告団子に対し、原告の母方が女性ばかりであることを指摘して、「このような女性ばかりの家系というのはこの後途絶えてしまう。」、「あな

たが今なんとかしなければひどいことになる。」と言つた。

しかし、吉田はそのような不幸から逃れるためにどうしたらよいかという方策については言及せず、原告団子は吉田がそこまで言うからには何かあるのであろうとは思つたが、その点については問い合わせなかつた。

原告団子は、吉田の話を聞いて同人が確信を持つて言う根拠を知るためには、クリエイトに通わなければならないと思うようになつた。

原告団子は、吉田と二時間位話したが、この時点でも被告法人の話は出なかつた。

7 鈴木による勧誘

原告団子は、その後、更に小野からただ立派な人ということで鈴木なる人物を紹介された。

原告団子は、クリエイト内の黒板のある部屋で机を挟んで一対一で鈴木と話した。鈴木は以前占いの講演会で会つた鈴木光と同一人物であつたが、このとき、原告団子はよく似ているとは思つたものの、もしかして違う人物かもしれないという気持ちもあり、同一人物であるかどうか確信を持てないまま話を聞いた。

鈴木は、原告に対し、原告団子がどうしても神とか靈界というものを受け入れることができなかつたことから、「私もこの問題についてもう何十年も疑つてきた。」、「そしていろいろなことを研究してこの道にようやくたどり着いた。」、「団子君もそんなに拒否ばかりせずに疑つてみてダメなものならばそれでいいじゃないか。」などということを言つた。

原告団子は、鈴木の話を聞いて、それまでは全く受け入れようとはしなかつ

た神や靈界の存在について、他人の話を聞いて疑うだけ疑つてみてそれでも駄目ならクリエイトから離れようと考え、思考を先に進めようと思うようになり、鈴木の話を聞いてからは、クリエイトに熱心に通うようになった。

8 窪田による勧誘

原告団子は、同年五月一六日、クリエイトの先輩ということで窪田なる人物と会つた。

原告団子は、窪田に会つたとき、自分の職場に雰囲気の似た人がいたことから、何となく会つた瞬間から親しみを持ち、警戒感を持たずに済み、信用できる人を感じた。この窪田との出会いが原告団子にとってクリエイト通いの一つの大きな転機となつた。

その当時、クリエイトで見ていたビデオは題名は違つっていたが、被告法人の

教えである創造原理、墮落論、復帰原理の一部と同一内容のものであつたが、この段階でも被告法人の教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）は明かされなかつた。

9 花田による勧誘

その後、原告団子は、窪田から、全国を歩いていて日本でも指折りの占い師とすることで花田なる占い師を紹介され、同年五月二二日、クリエイト内の畳の部屋で一人きりで花田と話をした。

花田は、事前に原告団子の家系図を持っており、この家系図をもとに話をした。

花田は、原告団子の顔を見て、原告団子に対し、「あなたの先祖は武士だった。」、「眉毛が上がっている。昔先祖は殿様だった。」、「岡山県を歩いて

見て、眉毛は下がっている人ばかりだ。」などと言つた。原告団子が実際に花田の顔を見たところ、眉毛は下がっており、また、花田は具体的に何代前が殿様であったとは言わなかつたが、原告団子はそれを聞いて悪い気持ちはせず、ああそだつたのかと納得した。

そして、花田は、原告団子に対し、「あなたの祖先は殿様だから、あなたの祖先は相当人を苦しめてきているだろう。」、「人を殺してきているのではないか。」、「多くの女性を相当泣かしてきているのではないか。」などと言つた。原告団子は、それを聞いて、祖先が殿様だったらそのようなこともしたであろうと思つた。さらに、花田は、原告団子に対し、「腹が痛くないか。」と言い、原告団子は、それを聞いて、小学校のころ医者から「君は時々腹が痛くならないか。」と言われたことを思い出し、花田から同じようなことを言われ

てびっくりし、これは何かあるのではないかと思つた。そして、花田は、それは原告団子の祖先が多くの人を切つたからであるとか、殿様だから切腹等をしてきたから、その痛みが原告団子の身体の中に伝わつてゐるんだという趣旨のことを言つた。

花田は、そのほかにも原告団子の家族につき、以前色々な災害とか病気に見舞われていることに関して、「君が本当にしつかりしないと家族の人は大変なことになる。」、「今のままで済まされない。」などと言い、原告団子は何をすればよいのか分からなかつたけれども、クリエイトに通い、ビデオをもつとしつかり見なければならぬと思つた。

原告団子は、花田から過去の女性関係を聞かれて正直に答えたところ、「これはあかん、これは信じられない。」などと言つて、途方もないという顔つき

をしたので、原告団子としてはどうしたらよいのか、何故そこまで言うのかとは思つたが、どうしたらしいのかということまでは質問できなかつた。

このことがきっかけとなつて、原告団子はもつとクリエイトで学ばなければならぬという気持ちになつた。

10 献金

原告団子は、同年五月二六日、午後七時頃から二時間位、クリエイト内の畳の部屋で、同センター所長の久野から、一対一での特別講義を受けた。その内容は、「この世にはメシヤ（救世主）が現れる、今そのときが来ている。」といつたもので、久野は、原告団子に対し、「もし、この時を逃せば世界は滅びる。」、「そのためには今何かしないと世界平和はない。」、「そのためには団子君が来たんだ。」などと言い、原告団子にその使命があると告げた。これを

聞いて、原告団子は、自分にそのような使命があると考えるようになつた。

同日午後九時頃久野の話は終わつたが、別に見てもらいたいビデオがあると言われ、その後もクリエイトに残つた。

このとき、始めて被告法人の教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）とその組織が明かされた。久野の説明によれば、被告法人は世界に素晴らしい貢献をしているというもので、実際にアジア、アフリカで生活に苦しんでいる人たちに医療援助をしている模様をビデオ映像で見せたりした。

原告団子は、その話を聞いて被告法人はなんと素晴らしい組織なのか、それを作つた人がメシアで、他の人がやらなくても自分だけでもこの組織に協力していこうという気持ちになつた。

そして、メシアが文鮮明であることも始めて明かされた。

その後、クリエイトのスタッフが、入れ替わり立ち替わり、一対一で原告団子に対し、この事業のために財産を出してほしいと述べた。スタッフらは、原告団子に対し、「あなたはサタンの子供だから、そのサタンの子供が神の子になるためには自分の持っているものを捨てなければならない。」、「あなたが今持っている財産はサタンのものだから、まずそれを捨てて、神のもとに行かないといけない。」などと、原告団子に對し、金銭を出すように述べた。

原告団子は、今までビデオを見ていて、被告法人が素晴らしい組織であると思つたため、自分だけでも協力したいと考えて、一〇万円位なら出しても構わないと思い、そのことをスタッフらに告げたところ、これに對し、窪田は、「君はその程度しか神を信じていないのか。」、「それではだめだ、すべてを捧げなさい。」と、原告団子が持っている財産全部を差し出すように要求した。

当時原告団子が持っていた財産は預金が四〇万円と保険が三〇万円の合計七〇万円であつたが、そこまで言われても全部出す気にはなれないでいたところ、久野から、「君は七〇万円だが、僕は二〇〇万円位出している。」と言われ、全部差し出すために生命保険を解約することについて、原告団子が「もし、事故があつた場合困るではないか。」と言うと、「そんなことについては心配しなくとも良い。後は神がすべてを見てくれるのだから心配ない。」、「今生きている世界のことだけを考えていたら大変かもしれないが、死後の世界が永遠にあるのだから、この世界をもつと大切にしないといけない。」などと言われ、午後一二時近くになり、原告団子は最終的に全部出すことに応じた。

翌二七日、原告団子は、銀行から三八万円を下ろし、同年六月三日に保険会社から借入限度額の二二二万円を借り入れて併せて六〇万円をクリエイトのスタ

ツフらに渡して献金した。

原告団子は、献金したことで、これすべてが終わった、それまで家族の不幸や病気も献金を支払つたことによつて救われるのだという気持ちになつた。

同年五月三〇日、岡山教会において献金式が行われた。

11 修練会（スリーデイズ）への参加

献金後、色々なビデオを見てかなり日が経つたころ、原告団子は、小野や窪田から修練会に参加するよう誘われ、参加する気持ちになつた。

原告団子は、同年六月一七日から、広島市可部所在の被告法人の施設に二泊三日の日程で泊まり込んで講義を受ける修練会（スリーデイズ）に参加した。

修練会場の建物は、広島駅から車で三〇分位北方の太田川沿いにあり、周囲は民家が僅かに点在するような自然豊かな場所にある一部二階建建物で八〇人

位宿泊できる施設であった。

通常、スリーデイズは金曜日から日曜日までの週末を使って行われるが、金曜日は早朝から講義が始まるため、岡山から参加しようとする場合、前日の木曜日から赴く必要があり、三泊四日の旅程となる。原告団子も、スリーデイズに参加するために勤務先の休暇をとつたが、前日の木曜日は夜中まで仕事があつたため、その日は家に帰つて、翌日金曜日の午前六時頃岡山駅を出発し、その日の午前八時か九時頃研修会場に着いた。

原告団子の参加したスリーデイズには五〇人位の受講者が参加しており、参加者の年代は大体原告団子と同じ二〇代前半位の人たちであつて、男女比は四対一か三対一くらいの割合で女性の方が多かつた。

参加費用は二万五〇〇〇円で、これに更に交通費がかかつたが、原告団子は、

献金をした後であつたため、手元に所持金がなく、知人に借金をしてこれを工面した。生活のために他人から金を借りたのはこのときが始めてであった。

原告団子が研修会場に到着すると既に五〇人位の参加者が被告法人の聖歌を歌っていた。

修練会の日程の全体的な流れは、第一日目は、起床が午前六時頃で、その後洗面、掃除、ラジオ体操の後、朝食時間があり、その後午後一二時三〇分頃まで講義があり、午後一二時三〇分頃から午後一時までが昼食時間、昼食後午後三時三〇分頃まで太田川の河川敷で球技大会のような身体を動かす時間があり、その後午後九時頃までが講義、その後午後一〇時までが夕食時間、それが終わって感想文を書いたり、班長と一対一の面接時間があり、すべての日程が終わるのは、遅い人では午前一時を過ぎる場合もあった。第二日目の日程は、ほぼ

第一日目の日程と同様で、第三日目の日程も、午前中は第一日目と同様であるが、昼食後面接が終わつて解散となる。

原告団子は、このスリーデイズに参加するに当たつて、既にすべての財産を献金していく、しかも、かなり不安を抱いていたため、確信できるものが何か得られるのではないかという期待を持つて参加した。

また、原告団子は、参加に当たつて、クリエイトのスタッフから励ましの手紙を四、五通貰つたり、クリエイトに行く度に、セミナーは本当に素晴らしい、参加すれば新たな人生が開け、求めているものが見つかるなどと聞かされたいたため、期待感と緊張感を持つてこの修練会に参加した。

講義は、三日間とも杉井という講師によつて進められ、その内容は原理講論の創造原理、墮落論、復帰原理、メシア論に関するものであつて、この頃には

原告団子は靈界の存在を信じていたため、緊迫した気分で受講した。

講義について疑問が生じた場合も質問は許されず、その場合には講義後班長に質問をすることとなつており、講義中の私語は禁止されていた。

講師は、熱烈に原告団子の心に訴えかけるように語り、原告団子は講義中自分が素晴らしいところに来ている、今までクリエイトに通つていても分からなかつたことがその講義を聴くことでやつと理解できたと感じた。

講義後の午後九時頃、部屋の明かりを暗くし、講師のところにだけ明かりを灯し、講師の朗読があり、その莊厳な雰囲気と内容に研修生の中には泣き出する者もあつた。その後、講師による祈りがあり、その中で原告団子自身自分がとても罪深い者である意識が沸々と沸いてきて異様に感情が高ぶり、鼻水を流しながら泣いた。原告団子は自分が何故このように泣けるのか理解できなかつた

ため、講義後班長に質問したところ、「君がそれが分からぬのが当然だよ。

それは君の背後にいる祖先が泣いたんだ。」と言われて、原告団子は靈界の存在を直接感じた。

第二日目は、第一日目にそのような出来事があつたことから、更に真剣に講義を聴くようになった。

班長との面接の中で、主として献身を勧められたが、原告団子は仕事も今は辞めたくないし、仕事を辞めるについて両親らに献身することの理由を説明する自信がなかつたことから、献身はできないが今後も被告法人の活動は続けていく旨答えた。

スリーデイズが終わった時点での原告団子の気持ちは、本当に素晴らしい内容の話を聞いた、本当になぜ今までこれを知らなかつたのであらうかというも

ので、本当に嬉しく思った。

原告団子は、スリーデイズから帰ると直ぐにその日の午後七時過ぎから被告法人の岡山教会で開かれた研修参加歓迎パーティーに参加し、非常に嬉しく感じた。

原告団子は、その後はクリエイトについても疑問を持たずに参加するようになり、楽しいところであると意識して自分で進んで行くようになった。

12 新生トレーニングへの参加

スリーデイズが終わった時点から新生トレーニングの段階に入った。

新生トレーニングの期間は、同年八月の初めから九月末までの二か月間続いた。

新生トレーニングの段階に入ると、教会に通つて毎日二時間の講義を聴くよ

うになり、そこで他の信者と一緒に食事をしたり、寝泊まりするようになる。

原告団子は、職場から帰った後、午後七時から始まる二時間の講義を受け、午後一二時過ぎに就寝するようになり、翌日は午前六時に起床して、体操や掃除等をして食事をとつてから職場に通うようになった。新生トレーニング段階では睡眠不足になるが、皆がしていることがあるので、それに付いていかざるを得なかつた。

この段階から、原告団子は直属の班長辻井に対し、常に報告・連絡・相談をしなければならなくなり、日常生活上、恋愛やたばこ・酒が禁止された。

この頃になると、原告団子の給料手取額の一〇万円位のうち、そのほとんどの八万円位を被告法人の関係で使っていたため、職場での付き合いはほとんどできない状態になつていた。

同年一〇月から実践トレーニングが始まり、実際にそれまでの講義内容を実践していく段階に入った。

原告団子は、期待感を持って実践トレーニングを開始し、ここで落第しない、早く皆に追いつきたいと思つた。

原告団子は、岡山中央郵便局前やクリエイト周辺で、通行人に對してアンケート用紙を持つて声をかけてクリエイトに誘い、職場の親しい人にも声をかけ、戸別訪問をし、絵の展示会にも誘つた。

この段階に入ると、食事は十分にとつていたものの、睡眠時間が一日平均五時間位になつたが、苦しさよりもやり遂げねばならないという気持ちが先行していた。

この間、原告団子は、被告法人の教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）は明かさないままアンケートを行い、クリエイトに勧誘したが、嘘をつかなければ自分もそうであったように、相手は被告法人のもとには来られないのだから、教団名統一協会（世界基督教統一神靈協会）を明かさなくとも相手もそのことによつて救われると考え、そのことに特に罪悪感等は感じなかつた。このようにして、原告団子は、実践トレーニングの段階で二〇人位の人からアンケートを取り、そのうち三、四人がクリエイトに通うようになつた。

原告団子が絵画展に知人を誘うようになつてから、その行動を不審に思つた知人から両親に連絡が入り、両親が上司と相談した結果、上司から原告団子に対し被告法人を辞めるよう指示があり、原告団子は、両親には被告法人を脱会したと嘘をつき、そのため寮に戻つて通常どおり職場に通うようにした。両親

に嘘をつくことについても特に罪悪感はなかった。

実践トレーニングの期間は約一ヶ月で、原告団子はその間早く進級したいとの一念であった。

14 青年実践部

同年一〇月の終わり頃から、原告団子は青年実践部の段階に入った。

原告団子は、同年一一月頃、被告法人の青年部と学生部の人たちが集団生活をし、ホームといわれていた、岡山市津倉所在の津倉荘で他の人々と一緒に寝泊まりしてそこから職場やクリエイトに通うようになつた。

同年一二月に入つて、原告団子の両親は、度々岡山を訪れ、原告団子を説得しようとして連れて帰つたが、原告団子は夜中に逃げ帰つた。

原告団子は、献身をするかどうかを決断する時期に差し掛かつており、その持ちになつていた。

原告団子は、ホームに入つてからの生活のなかで更に睡眠時間が少なくなつたにもかかわらずアンケートを取つたり、クリエイトに通つたりして活動に付いていかなければならなかつたため、職場で昼間居眠りをするようになり、職場の付き合い等からは徐々に遊離し、職場の上司からも注意を受けていたことなどから、その頃にはもうこの道しかない、職場を捨てざるを得ないという気持ちになつていた。

15 異教と脱会

原告団子は、平成元年一月九日頃、職場の同僚から食事に誘われて役所を出

たところを、両親や親戚の者らによつて強制的に四国のマンションのようなどころに連れて行かれた。原告団子はそこを脱出しようとしたが、鍵をかけられていて、窓も針金で括られており、五階位であったことから飛び降りることもできず、そこで一週間ほど両親と一緒に生活することになった。

原告団子は、被告法人と一切連絡が取れない状況の中でキリスト教の牧師である三谷や佐伯による説得を受けた。当初、原告団子は被告法人の教えが正しいと信じていたため、牧師らの話に反発していたが、そのうち本当に被告法人の言つていることだけが正しいのかという気持ちになり、牧師らの話と被告法人の話とその両方を疑つてみようと思うようになった。そして、牧師らを通さず、実際に自分自身で確かめ、両方を見比べてみた結果として、被告法人の教えが間違いであると確信するに至り、被告法人に脱会届を提出した。

四 請求原因4（原告岡田に対する侵害行為）について

以上の事実が認められる。

原告岡田に対する侵害行為については、同原告は何ら立証をせず、本件全証拠によるもこれを認めるに足りない（既に一-2で判断したとおり、そもそも同原告が被告法人に在籍していたことを認めるに足る証拠もない。）。

するまでもなく理由がない。

五 請求原因5（被侵害利益・違法性）について

宗教団体が当該宗教を広めるために非信者を勧誘、教化する布教行為、勧誘教化された信者を各種宗教活動に従事させたり、当該信者から献金を勧誘する行為は、それらが社会的に正当な目的に基づいており、その方法、結果が社会

通念に照らして相当と認められる限り、正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが相当である。

しかしながら、宗教団体の行う右各行為が、その目的、方法、結果から見て社会的に相当な範囲を逸脱していると認められる場合は、民法が規定する不法行為法との関連において、違法の評価を受けるものといわなければならない。

但し、以上の判断に当たり、宗教団体における宗教上の教義、信仰に関する事項については、憲法上國の干渉からの自由が保障されているのであるから、これらのことについても、これらの事項にかかる紛議については厳に中立審判権を有しないとともに、これらの事項にかかる紛議については厳に中立を保つべきであることは、憲法二〇条のほか、宗教法人法一条二項、八五条の規定の趣旨に鑑み明らかなるところであつて、当該宗教の教義、信仰の内容の当

否等については立ち入つて判断すべきものではない。

以下そのような見地から原告団子のこの点に関する主張について判断する。

2 原告団子は、①被告法人のいわゆるマインドコントロールによる勧誘、教化行為により宗教選択の権利を侵害され、人格権を侵害された、②右勧誘、教化行為により自由な意思形成を不当に妨げられ、人格権を侵害された、③被告法人の献金勧誘行為は違法な勧誘システムに基づくものである旨主張するので、以下順次検討する。

(一) ①の主張について

宗教団体が当該宗教を布教するために非信者を勧誘、教化する行為は、宗教上の目的によるものであり、前記認定事実によれば、被告法人のビデオセンター・クリエイト等の施設における諸活動は、被告法人の教義を布教する

ための勧誘、教化行為というべきである。

そして、原告団子に対する被告法人のビデオセンター・クリエイト等の施設における勧誘、教化の方法は前記認定のとおりであり、小野と木下が、昭和六二年九月一五日、寮の原告団子の部屋を訪れ、当初被告法人の「統一協会（世界基督教統一神靈協会）」という教団名や文鮮明の名前はもとより、宗教の勧誘であることすら秘匿し、文化サークルと称してビデオセンター・クリエイトを訪れるよう勧誘している。原告団子は、その勧誘に応じてビデオセンター・クリエイトに通うようになったが、同年九月一八日及び二〇日にビデオを見てからは、期待に反したことから一旦自らの意思でビデオセンター・クリエイトに通うのを止め、同年一二月になつて、小野に誘われて絵の展示会に赴いているが、そこでも小野からは格別説明を受けたわけではないが、販売担当者のなかにビデオセンター・クリエイトで見かけた顔ぶれを発見して、自分が騙されているのではないかと疑い、以後ビデオセンター・クリエイトや絵の展示会へ行くことなど、小野ら被告法人の関係者との接触を自ら断ち、昭和六三年四月初めに至り、再び小野に誘われて占い師の講演会に行つて名前の字画を見てもらい、「今が転換期です。」などと言われたことが契機となつて再度ビデオセンター・クリエイトに通い始めている。その後、原告団子は、同月一七日に吉田から家系図に基づいて、「女性ばかりの家系はこの後途絶えてしまう。あなたが今なんとかしなければひどいことになる。」などと言われているが、それ以上に被告法人への入会や献金等の勧誘や指示は受けてはおらず、鈴木に会つた機会に同人から話を聞き、「人の話を疑うだけ疑つてみて、それでもだめならここから離れよう。」と自ら

考えて、ビデオセンター・クリエイトに熱心に通うようになり、窪田に会つたことが内心上の大きな転換点となつて、その後は毎日ビデオセンター・クリエイトに通うようになり、花田から家系図をもとにして、「あなたの祖先は殿様だから、あなたの先祖は相当人を苦しめたり、多くの女性を泣かしている。」などと言われたが、その際にもそれ以上に被告法人への入会や献金等の勧誘や指示は受けてはおらず、同年五月二六日、久野の話を聞くとともにビデオで被告法人の「統一協会（世界基督教統一神靈協会）」という教団名や文鮮明の名前を始めて明かされて感激し、「他の人がやらなくても自分がでもこの組織に協力してゆこう。」という気持ちになつている。その後、原告団子は、同年六月一七日から同月一九日にかけてスリーデイズに参加し、自分が「素晴らしいところに来ている。」、「今までビデオセンタ

ーで分からなかつたことがあつたが、ああ、そうだつたんだ。」と納得するようになり、また、二日目からは更に講義を真剣に聞くようになり、終了段階では、「本当に素晴らしい内容の話を聞いた。何故今まで知らなかつたのだろうか。」と感じて本当に嬉しく思い、この道が本当に正しいんだと思えるようになつていて。そして、原告団子は、その後、昭和六三年七月及び同年八月に新生トレーニングに、同年九月には実践トレーニングにそれぞれ自ら寸暇を惜しんで参加し、実践トレーニング中に規範の問題に直面しても、自らの判断でこれを正当化して考え、新生トレーニング中両親の反対を押し切つてまでトレーニング会場に舞い戻つていて。

以上によれば、原告団子は、最初に勧誘を受けてから棄教・脱会に至るまでに約一年五ヶ月の期間を要しているが、その間、被告法人の教義、信仰を

受容する過程において、その各段階毎に自ら真摯に思い悩んだ末に、自發的に宗教的な意思決定をしているというほかはない。

そうすると、被告法人の各種セミナー等における原告団子に対する勧誘、教化行為は、当初被告法人の「統一協会（世界基督教統一神靈協会）」という教団名や文鮮明の名前を明かさなかつた点では道義上の問題を残すけれども、その点を考慮してもなお、原告団子に対する勧誘、教化の方法、目的等を総合考慮すれば、いまだ社会的相当性を逸脱したものであるとまではいうことができない。

また、原告団子主張のいわゆるマインドコントロールは、それ自体多義的な概念であるのみならず、これを一定の行為を繰り返し積み重ねることにより相手に一定の思想を植え付けることをいうと捉えるとしても、前示の原告

団子の被告法人の教義、信仰の受容経緯に照らせば、同原告に対し主張の効果があつたものとは俄に認められず、さらに、前記認定の同原告に対する勧誘、教化の方法、経過を併せ考慮しても、宗教上の勧誘、教化行為のあり方として、社会的相当性を逸脱したものとまではいえない。

そうすると、原告団子が、被告法人のいわゆるマインドコントロールによる勧誘、教化行為により宗教選択の権利を侵害され、人格権を侵害されたということはできない。

したがつて、原告団子の①の主張は採用できない。

(二) ②の主張について

(一)において判断したところによれば、原告団子は、被告法人の教義、信仰を受容する過程において、その各段階毎に自ら真摯に思い悩んだ末に、自発

的に宗教的な意思決定をしているものである。

もつとも、前記認定のとおり、被告法人は、当初「統一協会（世界基督教統一神靈協会）」という教団名や文鮮明の名前を伏せたまま原告団子を勧誘し、その後ある程度教義、信仰が受容されるまでの間はそれらを明かさず、また、研修中も両親等外部の者に被告法人の勧誘、教化行為の内容を漏らさないように原告団子に対し注意を与えていた。

しかし、原告団子は、スリーデイズ直前の段階では被告法人の教団名や文鮮明の名前を開示され、その上で新生トレーニングや実践トレーニングの段階へと進んでおり、この間、ビデオセンター・クリエイトに通うことなどについては特段の強制を加えられてはいないし、外部との接触についても、必ずしも完全に遮断されていたわけではなく、口頭で指示を与えられていたのじられていない。

そうすると、原告団子が、被告法人の勧誘、教化行為により自由な意思形成を不當に妨げられ、人格権を侵害されたものということはできない。
したがつて、原告団子の②の主張は採用できない。

（三）③の主張について

信者が宗教団体に献金する行為は、宗教的行為として意味づけられるものである。

そして、前記認定事実によれば、原告団子は、被告法人の教義、信仰を受

容する過程において、自ら被告法人に対する献金が有意義なものであると判断してこれを行つたものと認められる。

もつとも、原告団子がそのような判断をするについては、前記認定のところ、木下、小野、鈴木、吉田、窪田、花田、久野ら被告法人関係者の宗教上の言説による勧誘が大きな影響を与えてることは否定できず、その言説の中には、前記のように、「女性ばかりの家系はこの後途絶えてしまう。あなたが今なんとかしなければひどいことになる。」、「あなたの祖先は殿様だから、あなたの先祖は相当人を苦しめたり、多くの女性を泣かしてくる。」など、吉凶禍福を説いたり先祖の因縁や靈界に触れるものも含まれている。

しかしながら、前記(一)で判断したところによれば、被告法人の原告団子に

対する勧誘、教化行為は全体として違法なものとはいはず、一般に、宗教活動に伴う献金勧誘行為にあたつて、多少なりとも吉凶禍福や先祖の因縁話・靈界の話等が説かれる場合が多く、そのような言を用いて献金を求める行為一般を違法であると断じることは宗教に対する過度の干渉となるので許されないものと解すべきであり、本件のそれが特に社会常識を逸脱したものとはいえないのみならず、本件全証拠によるも、被告法人がその他社会通念に反する合理性を欠く手段を弄したものとは認めるに足りず、さらに、献金額等その態様についてみても、原告団子の年齢や収入等に比して社会常識に反するものとまでは認められない。

そうすると、被告法人が原告団子に対して献金をさせた行為は、その目的、方法、結果を総合すれば、いまだ社会的相当性を逸脱したものとまではいえ

ない。

したがつて、原告団子の③の主張は採用できない。

六 結論

以上の次第で、原告らの本訴請求は、その余の点を判断するまでもなく、いざれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法六一条、六五条を適用して、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官

小

澤

一

郎

裁判官

山

田

真

由

美

一六八頁

裁判官吉波佳希は転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官

小

澤

一

郎

右は正本である。

平成一〇年六月三日

岡山地方裁判所第二民事部

裁判所書記官 有宗啓



最高裁印 一二二号